

**2000 年度決算特別委員会 書面審査**

|       |    |
|-------|----|
| 保健福祉部 | 1  |
| 農林部   | 14 |
| 警察    | 22 |
| 出納管理局 | 25 |
| 監査委員  | 26 |
| 企画環境部 | 26 |

決算特別委員会 **保健福祉部** 書面審査 (2001, 11, 8)

**島田敬子** (日本共産党、右京区)

## 児童虐待相談の急増をふまえ、児童相談所の体制強化を

【島田】 まず、児童相談所の体制強化についてだが、児童虐待の問題がマスコミをにぎわしているが、本府でも死亡事例が2例あり、深刻化するリストラ・不況の嵐の中で経済的に困難な家庭が増えて、生活苦からの事例も増えている。児童相談所への虐待相談件数が、前年比で約2倍、1995年度と比較すると20倍の増加になっている。児童相談所の役割は大変重要になっており、これまでも私どもは繰り返しその強化を求めてきた。全国的にも児童福祉士や心理判定員を増加している。例えば大阪府は15人増、青森県は倍加している。本府では、非常勤による虐待対応協力員の配置にとどまらず、あらためて正規職員による児童福祉士や心理判定員の増員など行って体制を強化する必要があると思うがどうか。また、児童相談所の運営経費が毎年200万円づつ減少しているが、一体何を削っているのか伺いたい。

【保健福祉部次長】 児童相談所の体制強化の点だが、現在、児童福祉司の仕事を補助する協力員を、今年度全児童相談所に配置した。本来の仕事をする児童福祉司は本府は全国レベルでみても国の基準を上回って配置している。それ以外に精神科医を宇治児童相談所に配置してきた。児童虐待問題は地域ぐるみの取組みが必要で、児童福祉司と協力する体制が必要ということで、昨年度に宇治市、本年度は長岡京市で医師や学校関係者等が、児童相談所を取り囲む体制もつくっている。今後とも児童相談所を中心に地域ぐるみで児童虐待防止に取り組むことを基本にしたいと考える。児童相談所の運営費の件だが、今日の厳しい行財政環境で、削っているのは何かというと、事務費など削れるところは削ると、それ以外に真に必要なところ、例えば児童の一時保護が必要などは、財政当局にお願いして

対応しているところ。

**【島田】** 課題はいろいろあると思うが、現実に国の基準を上回る児童福祉司を配置しているというが、現にこれだけ相談が急増している。さらに、通告があれば 24 時間対応で職員が出ていって対応しなければならない。大変な緊張感とストレスをもって現場では努力されていると思うが、この努力にのっかるだけでなく、本当に機敏に体制をつくる必要がある。精神科医という話もあったが、囑託でなく体制の強化をもとめる。青森県では、55 名も児童福祉士を配置している。相談所の所長は、「やっと児童相談所に光があたった」と喜んでおられた。知事が子供の虐待などに胸をいため、リーダーシップを発揮していただいた」と、今後、児童相談所としては、相談待ちの対応ではなく、地域に出かけていって、保育所、幼稚園、学校、PTA など啓発活動や市町村支援を行うと一歩前に出た積極的な活動を始めている。そうした点で本府は、多くの自治体が財政困難の中でもこれは重大な現在の社会状況だという点から体制を強化しているわけで、重ねて児童福祉司、心理判定員などの増員を求めたい。少なくとも保健福祉部として財政課に対して人員増の要求をしているのかを伺いたい。

**【保健福祉部次長】** 青森では児童福祉司の増員が行われたとお話だが、例えば児童虐待があつて、児童相談所に相談したにもかかわらずこれが見逃されたということで、その県或いは地域で問題になったというのが多く見受けられる。京都府でも児童福祉司が大変頑張っていたところ。児童相談所だけが取り組むのではなく、市町村の乳幼児検診で子どもの様子がおかしいと発見する、保育士や地域相談員を配置してなど、今後も地域ぐるみで対処したい。

**【島田】** 本府の児童相談所の対応の悪さから、結果的には防げなかったということが起こってからバタバタしたのでは遅いと思う。地域ぐるみですすめることの拠点として児童相談所を核として強化する必要があると思う。要望したい。

## 障害者福祉施策の市町村移行にあたり、アンバランスの生じない基盤整備を

**【島田】** 二つ目は障害者福祉施策についてだが、来年度から新規制度に移行することになっているが、知的障害者福祉等に関する事務は再来年から、精神障害者福祉については来年度から、それぞれ事務が市町村に移管される。現在の準備状況と今後の方向はどうなっているか伺いたい。本府の障害者基本計画、後期プランに基づいてサービス基盤整備がすすめられているが、16 年度末の整備目標に対して 12 年度末の進捗状況はどうか。なお、事業プランに示された 14 項目についてお聞かせいただきたい。福祉圏域ごとに資料請求したい。

特に、精神障害者の生活支援事業などは市町村にとっては新しい分野の取組みとなり、国では、その対応のために市町村保健婦の増員を図っていく予定と聞いているが、本府の状況はどうか。府としても、人材確保や技術面での支援が必要と考えるがどうか。

**【障害者保健福祉課長】** 市町村移行に伴う現在の取組み状況だが、支援制度については、

現在、国においてこの4月から準備室が設けられ、課題検討がされている。府としては、障害者基本計画に基づいて、ホームヘルパーやケアマネージャーの養成等行っている。14年度から移行する精神障害者の福祉事務についてだが、市町村担当課とどういった陣容でいくのか必要な体制整備についてお願いしている。府としてはホームヘルパーやケアマネージャー、市町村職員を対象とした実習など、それぞれの市町村の実情に応じすすめたい。市町村保健婦については、ここ近年、毎年10名強の増加があり移管後も対応できると考える。障害者基本計画の後期実施計画の目標と12年度末の取組み状況については、14項目。身体障害者養護施設が6ヶ所300人に対し、4ヶ所242人。圏域別には中丹1ヶ所、中部1ヶ所、南山城2ヶ所。知的障害者更正施設24ヶ所1500人に対し、12年度末で21ヶ所1372人。丹後2ヶ所、中丹6ヶ所、中部6ヶ所、乙訓2ヶ所、南山城5ヶ所。障害者授産施設44ヶ所1600人に対し、38ヶ所1412人。丹後3ヶ所、中丹9ヶ所、中部5ヶ所、乙訓5ヶ所、相楽2ヶ所、南山城に14ヶ所。グループホーム・福祉ホームは44ヶ所200人に対し、27ヶ所129人。丹後1ヶ所、中丹8ヶ所、中部8ヶ所、乙訓1ヶ所、相楽4ヶ所、南山城5ヶ所。障害者地域生活支援センターは18ヶ所に対し8ヶ所。中丹2ヶ所、中部1ヶ所、乙訓2ヶ所、相楽1ヶ所、南山城2ヶ所。重症心身障害者等通園事業は17ヶ所に対し、13ヶ所。丹後1ヶ所、中丹2ヶ所、中部3ヶ所、乙訓1ヶ所、相楽1ヶ所、南山城5ヶ所。精神障害者の社会適用訓練事業は60人に対し45人。ショートステイは、100人に対し89人。デイサービス16ヶ所に対し11ヶ所。丹後1ヶ所、中丹3ヶ所、中部1ヶ所、乙訓1ヶ所、相楽1ヶ所、南山城4ヶ所。障害者ホームヘルパー養成は500人に対し63人。ガイドヘルパー養成は1300人に対し593人。ケアマネージャー養成は300人に対し150人。手話通訳者は1300人に対し1219人。街づくり条例の適合施設は1700ヶ所に対し1010ヶ所。精神障害者の地域生活支援センターは福知山市と長岡京市で運営している。13年度において加茂町、舞鶴で整備している。

**【島田】** ケアマネジメント事業も10月から始まった。関係者の話では、ケアマネジメントをやってくれ、プランを立ててくれといわれても市町村によってバラバラで苦労しているという。これまでサービス基盤については、メニュー事業になっていたため、こうしたアンバランスな事態がある。障害者の自己決定、或いは選択の自由といくらいつても、基盤がなければサービスが受けられないわけで、力を尽くしていただきたいと思う。支援費制度については国で検討中だが、少なくとも所得の低い人たちが除かれるという事態にならないように、障害者と家族の生活実態に見合った給付制度となるよう、つよく国に対して要望していただきたい。

## 丹後と宮津・与謝地域に、それぞれ精神障害者の生活」支援センター設置をもとめる

**【島田】** 3点目は、府北部地域の精神障害者支援についてです。宮津、丹後1市10町にわたって、要支援者が440人と報告されているが、当地域には精神科の入院病床が舞鶴、福知山に偏在し、宮津・与謝地域にはない。患者家族は、一日がかりで診療や面会にいかれる。さらに入院も大変困難を感じておられる。また、精神科の夜間救急については、舞

鶴病院は遠すぎて実際には利用できないという声もあがっている。与謝の海病院に夜間救急・入院体制の整備や施設の確保をはかってほしいとの要望が出ているがどうか。また、現在与謝地域に障害者施設が一つもない現状がある。今後の施策展開を展望しても、生活支援センターを丹後地域と宮津・与謝地域に分けて設置をしていく必要があると考えるが、府の考え方、現在の取組み状況についてどうか。

**【保健福祉部長】** 北部地域の精神科救急医療についてだが、本年度から国立舞鶴病院を基幹病院として実施に入っている。これまで順調に運営され、家族や医療機関からも評価を受けている。146件の実績があり、うち入院者数が30件、その他電話相談が14件あった。こうした中、与謝の海病院の救急対応・受け入れは、国立舞鶴病院を基幹病院として救急患者を受け入れていくとともに、救急医療を終えた後の治療を行うなどの役割を、与謝の海病院もふくめ、よく基幹病院と連携を取りながら円滑な医療という形の中で与謝の海病院も機能させていただくことが今必要ではないか。

**【島田】** 先ほど北部地域の精神障害救急に関して、与謝の海病院での体制強化もいわれたのでぜひ頑張ってください。生活支援センターについて、丹後と宮津・与謝地域をそれぞれ分けての要望の検討をお願いしたい。

**【障害者保健福祉課長】** 丹後障害者圏域の精神障害者生活支援センターについては、丹後圏域の各市町村の意向もふまえて順次整備したい。

**【島田】** 地域の社協からも本府に要望があがっており、是非前向きに検討いただきたい。

## 医療・福祉施設の耐震診断と整備に府の支援制度を

**【島田】** 最後は医療・福祉施設の耐震診断状況と施設整備にかかわってだが、総務部書面審査で「社会福祉施設」は63%の耐震化が進んでいるとのことだったが、医療施設、保育所などの施設はどういう状況になっているか。

**【保健福祉総務課長】** 社会福祉施設の地震・防災緊急事業5ヶ年計画の進捗状況だが、総務部書面審査で63%と答えたのは京都市内を含めたもの。府の所管施設では約90%の進捗率。

**【島田】** 保育所等について、市町村で取り組んでいても、国からの補助制度がない。支援の制度化を要望したい。

## 光永敦彦（日本共産党、左京区）

### ハンセン病元患者の願いに応え正しい認識広げる努力を

**【光永】** ハンセン病についてだが、これまでわが党が対策の強化を求めてきた結果、里帰り事業で京都府出身の元患者の方々が帰ってきておられる。今回の懇談で出された要望を

伺いたい。

**【保健福祉部長】**9月府議会でハンセン病対策を充実するという事で予算議決をいただいた。療養所に入所されている方の里帰り・墓参を充実。従来の1泊2日から2泊3日に延長された。知事との懇談が去る6日に開かれた。入所者からは「できれば毎年こういう機会を持ち、その際に知事がまた来てほしい」「ゆっくりと里帰りと墓参りができて本当にうれしい。毎年続けてほしい」などの話だった。具体的な要望としては、同じことを二度と繰り返さないよう、行政の啓蒙啓発にしっかり取り組んでほしいとのことだった。特に若い人たちのこの問題への理解を求めたり、将来、差別と偏見のない時代の担い手となってもらうことを学校教育の現場で啓蒙啓発をやっていただきたいと切実に要望された。府としても今後、ハンセン病の正しい認識の普及に努めたい。

**【光永】**京都府出身の元患者のみなさんの言葉に示されているように、二度と同じことを繰り返してはいけなし、差別と偏見をなくすため、その責任を京都府もしっかり果たすべきというのが中心。今後の正しい知識の普及と京都府や国の責任の問題についても明らかにすることを要望する。

## 学校5日制実施で、切実となる障害児学童保育の拡充を

**【光永】**次に障害児学童だが、「障害児受け入れ促進試行事業」について、国の補助要綱に基づいて個所づけも検討されている。すでに京都府としては季節療育補助事業が1ヶ所35万円で、養護学校に在籍される心身障害児の長期休暇中への対応でやられている。昨年の季節療育事業は20ヶ所で、延べ6740人対象と伺った。そこで、全国的には学校5日制も含め、障害児学童保育の必要性がいわれている。京都府として、現在養護学校に通っておられるが学童保育を利用できない方を把握されているのか。実態把握を考えているのか伺いたい。また現在、障害児の学童保育的な活動を実施している市町村や個所数、今後の予定などあれば伺いたい。

**【児童保健福祉課長】**障害児を受け入れている学童、いわゆる放課後児童クラブだが、市町村から聞いている受け入れ状況は現在14市町の58クラブ。なお内容についてだが、養護学校へ通学されている子ども中にはいるが、市町村がその受け入れ状況、地域の実情に応じてされているところで、私どもは把握していない。また、養護学校の子どもの状況を実態調査することは今のところは考えていない。

**【光永】**試行事業を拡充していくことは当然で、それにとどまらず季節療育事業の補助の引上げや、運営費補助の増額、指導員の身分保障などもやっていただきたいが、そのためにも実態調査をする必要があるのではないかと。鹿児島で実施したものでは、80%の方が放課後を自宅で過ごしている。何をしてすごしているのかの質問には47・3%の方がテレビ・ビデオを見ている。こういうアンケート結果が出ているように、今後ハードの面とともに、日常的にどのような施策展開をするのか考えなければいけない時期にきている。至急、実態把握を要望したい。

## 特養ホームの待機者すら把握しないのでは府の公的責任は果たせない。介護保険見直しにむけ実態把握をすべき

【光永】次に、介護保険についてだが、まずは入所待機者の実態把握について、これまで我々もずっと主張してきたが、今後の見直しにあたって実績に基づいて市町村の事情をよく聞いて見直しをしていくとのお話もいただいたが、いったい現時点で例えば特別養護老人ホームであれば足りているのか足りていないのか、見直しにあたって、また現瞬間でも問題だと思う。介護保険施行前には、準備できるはずだというような話もあった。そこをはっきりしていただきたい。

もう一点、減免制度を京都府として実施したり、市町村の減免制度を支援すべきと一貫していつてきた。しかし「まず制度の枠内で」「一般財源の投入はよくない」と、まさに国のいわれる通りだ。そこで調べると、東京都で新たに国の特別対策を利用して、都が負担財源を活用した減免制度をやられたということをお聞きした。私も担当者に聞くと、「国はこういう制度を認めていないが、都が実施することで市町村の事業者の支援になればやるんだという態度をとった」といわれました。来年度でおよそ2億円ぐらいの都負担でできるのではないかと報道でもいわれている。全国的にも減免制度が広がっている。都でも実施したのだから都道府県の役割を發揮すべきと考えるがどうか。また家族介護慰労事業については、政令市特例を除いて400人、京都市を入れて840人の推計だが、京都市は現在準備していると思うが、現在実施しているところとその人数を伺いたい。

また、介護予防等支援事業が、当初予算4億2300万円、決算7500万円で、3億5200万円のマイナスとなっているが、予防事業がなぜすまないのか。市町村の事情もあると思うが伺いたい。

【高齢化対策課長】特別養護老人ホームの12年4月につくった第2次京都府高齢者保健福祉計画に基づき、取組みを進めているが、現在のところ、この計画を上回った整備状況でおおむね順調に進められている。保険料の減免等の考え方が、低所得者の配慮など全国共通の課題については、ひきつづき国に要望したい。家族介護慰労金は、13年度から支給される事業であり、現時点で人数は把握していない。介護予防等支援事業だが、12年度は制度実施初年度のため、調査において事業の立ち上げ等に時間を要したことなどにより当初計画を下回った。全国の先進的モデル的な取組みの情報提供を行うなどする。

【光永】市町村の実情に基づいてやりますという答弁がずっと続いている。本当に京都府はいったい何をしているのかといわれてもしかたない。特に、特別養護老人ホームは概ね順調といわれたが、見直しにむけて京都市では待機者の悉皆調査をやると発表された。府下市町村でもいくつかそういう努力が始まっている。また、私ども自身もこの11月今日までかかって直接施設にお聞きして京都市除く府下で2621人が待機されているのが単純な合計で出ている。京都市をみると7千数百人おられるので1万人を超える数が恒常的に待機されている実態だ。岩滝のあじさい園では77名待機されているが、うち34名が在宅でおられる。こういうことをしっかりつかんで、ダブリも市町村をつかめばあるわけで、これを京都府が広域的にダブリをなくして実績に基づいて今後の計画を見直ししていくとい

うのであれば、しっかりと名前を押さえて、今後どう展開するのか考える必要がある。市町村がしっかりと計画を持つ上でも、実態調査をやる必要があるので改めて認識を聞きたい。

減免制度については、もともと市町村の介護保険の特別会計については、京都府が12・5%負担するというしくみであり、当初予算107億ぐらいが全部入って、余った分が減免などに利用される制度になればいいが制度上それは無理。だから京都府の負担金が減った12億1千万ぐらい、これなど活用して、東京でも2億円の一般財源を活用してできるというのだから、こういうことをやれば京都府も十分できる。そういう考えでイニシアチブを發揮すべきでないのか。認識を伺いたい。

**【高齢化対策課参事】** 特別養護老人ホームの利用希望者の状況把握についてだが、介護保険事業計画見直しの作業の中で実態把握など適切に対応していきたい。減免等については、市町村の声をふまえて国につよく要望したい。

**【光永】** 結局、国に意見はいいます、しかし国のいう通りにやってください、それを超えたらいいけません、と押さえにかかるとは困る。減免についても、実態調査についても、あらためて研究し、国が前向きに動いていないときにやろうじゃないかと前向きに突破をする必要がある。こういうイニシアチブを介護保険法に基づいて都道府県が努力するのは当然であることを指摘したい。

## 城山作業所をめぐる不正常的な事態を府として是正しないのか。特定の政治家に弱腰な府の態度をあらためよ。

**【光永】** 次に、共同作業所についてだが、これも京都府心身障害者作業所入所訓練事業費補助金と精神障害者それぞれあると思うが、予算・決算それぞれ教えていただきたい。

また、八木町の城山共同作業所問題は、私もずっと言ってきたが、なぜこれを京都府が削ったのか。こういう不正常的な事態について、八木町長に府として指導したのかどうか、聞きたい。

**【保健福祉部長】** 身体障害者と精神障害者のいずれも市町村を通してこの事業をすすめていくことを基本にしている。したがってその手続きにあたっては市町村、関係団体に制度の内容が周知徹底されるように配慮しながら、準備をすすめているところ。八木町においてもその旨の内容がよく徹底がはかられるように行っている。

**【障害者保健福祉課長】** 精神障害者にかかる共同作業所の運営費補助は、12年度決算額1億1千256万1千円。心身は1億8千362万5千円。

**【光永】** 八木町の城山共同作業所については、現在でも13名通っておられる。その中で、現に補助金を受けて通っておられる方もいる。八木町以外の町から。それには京都府からお金がいってると思う。一方では、八木町におられる方は全部補助金切られて自前でやらなきゃいけない。こんなおかしいことがまかり通っていいのかということをしている。そこについて京都府としてこれはおかしいじゃないかということをしつかりと八木町にいて、是正しろという努力を全庁あげてやる必要がある。例えば普通自動車税も減免がや

られている。城山でもこれは続く。しかし、軽自動車税の減免は、去年までやられていたのに今年は打ち切られている。こんな異常なことが起こっている。挙げれば枚挙にいとまがない。このことをしっかり全体的につかんで、やっぱり八木町がやってることはおかしいと、多くを所管している保健福祉部で是正に向けて力を発揮する。こんなことを認めて言いかとイニシアチブを発揮するのかどうか、お答えください。

**【保健福祉部長】** 共同作業所といった福祉施設という非常に状況の厳しい方々が生活を送られることを考えるとき、地域できちんとサポートしていく体制が重要。府が行う様々な施策も常にその地域での展開を重視しながらやっている。こうした観点から府独自に補助等の政策をもっている。地域に責任を負うべき市町村、これを運営する主体ともなる関係団体に、そういった制度の趣旨の徹底を府として周知しているところだ。そういう中で、市町村が地元において福祉に責任をもつ立場とか、自治体制度の中でもそういうことをきちんとしていただくということも込めて、財政負担として市町村にもかかわっていただいていることから、市町村がこういうことについての判断をどう判断するかということであることが重要であることを基本に、我々としてはいろいろな地域の事業を展開していく。

**【光永】** 共同作業所については、結局、市町村の判断だから京都府は別の町からこられてる方に補助金を出すのはかまわないけれども、そちらについては仕方ないというようなやり方はおかしい。制度の周知徹底では全然だめで、結局は特定の政治家や個人に弱いんじゃないかといわれてもしかたない。府はきっぱりと指導していただきたいとあらためて指摘しておく。

## **岩田隆夫**（日本共産党、中京区）

### **生活保護の申請の速やかな受理と親身な相談を求める**

**【岩田】** まず、生活困窮者に対する救済の事業についてだが、大変な不況で京都の失業者は全国平均を上回っている。特に事業所の減少では全国最悪の事態だ。こうした中で生活保護、生活福祉資金、暮らしの資金など、生活困窮者に対する救済事業の役割が大きく求められている。行政の対応が本当に親身にやれているかどうかということだが、決算の主要な施策についてみると、3年間で保護世帯、被保護人数と増えている。気になるのは保護率が低いことだが、生活保護を受ける方にとって、役所は大変行きにくいのです。思い切って行かれるのですが、その窓口で親身になった対応が求められる。ところが現場では相談ということで追い返される事例、申請にいたらずに返すケースが多いと聞いている。この点で不適切な対応にならないように京都府として現場の担当者などにどう指導しておられるのか伺いたい。あわせて平成12年度の相談件数、受理件数、保護件数を教えてください。また5年間の暦年の数字を資料請求する。

**【地域福祉援護課長】** 生活保護相談については各地方振興局で制度の趣旨など説明し、その上で申請の意志のある方に速やかに申請書を提出していただく。相談カードの点検で親切に対応するよう指導している。12年度の相談件数は延べ3564件、申請件数は1563件。

**【岩田】** 実際の現場では、相談と申請の間に問題がある。私のところに相談があったのだが、京都市のことですが、当然保護の対象となるケースに対して窓口で申請受理しない。申請者が京都府に対して異議申立ての再審請求を起こされる。すると、京都市は手のひらを返したように再度申請書を書かせて、受理し支給執行をする。行政として不作為に近い対応が相次いでいる。しかも京都市からは京都府に対して、審査請求の根拠が消滅しているので却下されたいと連絡してくる。政令市のことだが嚴重に注意・助言すべきだが、されているのか。各振興局の窓口申請用紙を置くよう改善を求めてきたが、ほとんどの場合、市や町に行かれるが、その窓口には置かれていない。申請書を書くことで審査が始まるのだから、しくみをきちんと説明する必要がある。中身の相談にのって、資格があるかどうか、働きにいきなさいとか、もう一つ前の事前チェックになって、結果的には窓口で追い返すことになる。窓口申請用紙を置くべきかどうか。

**【地域福祉援護課長】** 京都市の事例だが、政令市であり法律上指導はできない。窓口の申請書だが、各市町村と振興局の窓口、相談室には必ず置いているのでご理解いただきたい。生活保護の制度は資産や能力その他あらゆるものをつかって初めて保護できる。そういったことを十分相談させていただいた上で初めて保護の申請に入るので、ご理解願いたい。

## 高齢者・障害者の住宅改修への支援をもとめる

**【岩田】** 2点目は、高齢化がすすむ中での住居改善について伺いたい。府民の暮らしの水準を向上させる、高齢者が自宅で快適に過ごせる意味で住宅改善は重要な課題である。同時にこうした修繕・改善はまちの大工さんにとって仕事起こしにもなる。この点で府政の重要な課題だと考えるが、どのように位置づけておられるのか。

**【保健福祉部長】** 衣食住の中でも、高齢者・障害者が生活する上で高齢者であるが故に生活がしにくくなることを解消するために、住宅を改造していくことが大事と認識している。府としてどう対応するかは、ふるさとの障害者福祉推進事業、重度身体障害者の日常生活用具の給付事業等がある。介護保険制度の中にも住宅改修の制度がある。土木建築の所管だが、高齢者向けの住宅改善、増改築、施設整備、リフォーム等のメニューの住宅改良資金融資制度などがあり、府民が積極的に活用されて住環境の改善を進めるのを支援したい。こうした住宅バリアフリーを進める支援を行っていきたい。

**【岩田】** 高齢者にとって住宅改善は自立、在宅介護の環境整備の条件にとどまらない。狭い意味のバリアフリーでなく、自ら自分の住む家を暮らしやすくしたい。府民の生活水準の向上の要求とともに、在宅福祉の条件整備にもなる。仕事起こしにもなる。重要な柱と位置づけて、土木建築部とも連携して住居改善支援のモデルを示すべき。直接支援、5%の支援で20倍の波及効果が出るし雇用にもつながるもので、支援の研究・検討を求める。

**【保健福祉部長】** 高齢化社会への対応の意味あいからも基本となる重要なこと。具体的支援策をどう定着させるかが課題。自立した生活をいつまでも続けられるまちづくりということで福祉のまちづくり条例を制定している。委員ご指摘の方向で技術的にも情報を集め、環境整備をしているところ。ひとにやさしいまちづくりのHPを立ち上げ、参加型で進め

ている。

## **高橋進**（日本共産党、山科区）

### **狂牛病検査の体制強化、疑陽性公表で府民の信頼回復を**

**【高橋】**狂牛病対策について伺う。18日からと殺牛の全頭検査が実施されているが、疑陽性の牛が出た場合、国は発表しない方向を出している。先日、わが党議員団として申入れをしたが、国の発表がひっくり返ったりして、国が風評被害を引き起こす要因をつくった経過がある。本日付の朝日新聞で、鳥取県知事の話が紹介されている。その中で、発表する分としない分があること自身が不信感をあおるので、負の問題もきちんと発表した上でどう対処するかということでない信頼は勝ち取れないといわれている。また、疑陽性が出た場合、鳥取県としてその牛を買い取って焼却する。したがって鳥取の牛は大丈夫と、踏み込んでいいる。京都では今のところ陽性・疑陽性はないようだが、出た場合にはきちんと発表し、対処もどうするかとやらないとかえって不信感や不安感が広がる。こうした方向に踏み込むべきと考えるがどうか。

それから、流通の問題として、他府県の牛が枝肉になって京都に入ってくるわけで、その辺の安全対策はどうされているのか。さらに検査体制だが、増員もしてそれぞれ3名の体制で順調に行っているとの答弁だったが、と殺する時間との関係で、1頭あたり6〜7時間要するといわれるが、いちまで続けるかわからないし、場合によっては昼前にと殺が済んで検査を始めるとなると残業時間に食い込む時間帯に検査を続けなければならないことも起こる。現に今そういう状況になっていないか、さらに増員もし、交代もして過度の残業がないような体制をつくらないといけない。18日以降の検査の状況で時間的にもどうしているのか、また、全国の検査頭数はあったが、府の頭数を教えていただきたい。

**【保健福祉部長】**スクリーニング検査で陽性反応が出た場合、確認を行うため神戸検疫所、国立感染症研究所に検査要綱を送付し、国の専門的な判断で専門家会議で確定診断が行われることになる。検査の結果、国の確定診断で牛海綿状脳症・狂牛病が確認された牛について、国とあわせて公表を行うという取り扱いが京都府のとしている公表のスタンス。なお、確認検査の結果が出るまでは、当該牛はと畜場において保留の措置となり市場に流通することは絶対はない。他府県からの流入のリスクだが、そういう状況全国的対応となってくる。府内に入った事実が確認されればきちんと対応いずれにせよ食品衛生法に基づく監視、チェックできるよう対応したい。検査体制については人員を増員し対応している。この体制は緊急で組んだものだが、今のところ順調に仕事が進められているが、取組み状況をよく点検し、必要な手立ては結果によって講じていきたい。

**【高橋】**京都の検査頭数と、残業が事実上続いているのではないかと。

**【保健福祉部長】**検査時間は6〜7時間だが、一定経験も積む中で合理的な処理がなされる中で、時間も若干短縮されている。時間外が常態化する状況になるかならないかという現在の状況。頭数は10月30日現在の状況だが、全国で23539頭が検査対象となり、す

べて異常なかった。そこに京都府もふくまれている。

**【高橋】** 京都の検査数を聞きたい。最近の食品衛生の関連もふくめて考えた場合、化学薬品が入っているかとか、遺伝子組換え食品があるかとか、地域で新しい検査が必要になっている。一方、京都府自身が保健所など整理統合する動きがある。府民の安全を確保する上で突発的な事態にも対応できなくてはならず、日常的な検査体制が必要で、担当部局としてしっかり守っていただき、国に対しても要望することを求める。

**【保健福祉部長】** 頭数については、風評の問題など配慮が必要であり、先程のような発表体制をとっているのご理解いただきたい。

●他会派議員の質問の概要をご紹介します。

### **清水 鴻一郎**（自民、伏見区）

①医療制度改革について、高齢者に2割負担を強いるのは福祉の後退といわざるをえない。総額管理制度では、その人に十分な医療的対応を医療機関ができない。今までの日本の医療制度が改悪されることも考えられる。厚労省の試案への見解と、どう対応するのか。

②介護保険の減免制度は法的には禁止されているが、府としてどう対応しているか。国との協議ではどうか。ケアマネージャー等の待遇改善の見通しはどうか。③救急医療情報システムが来年4月目途に更新されるが、心臓血管外科、脳卒中、脳動脈の手術等が具体的な項目に入っているのか。府民への情報提供と、医療機関・救急隊への情報との線引きはどうか。

**【保健福祉部長】** ①医療費増大の中、国家財政への影響が大きい。このままでは医療制度の維持ができない状況を背景に、9月25日に厚労省から試案が発表された。医療保険財政の破綻を防ぎ、長期的、安定的な医療保険制度を構築する目的で出された。国民生活に直結するため、各方面から様々意見が出ている。責任と権限を有する国会等における慎重・十分な議論に期待。政府・与党の社会保障対策協議会で検討されている。12月には来年度予算案で決定される。府の福祉医療制度等への影響は大きく、国の動きを十分見極め、適宜対応したい。

②**【高齢化対策課長】** 保険料・利用料の減免市町村だが、国の制度の枠内での保険料減免が4市。一般財源による補填等、制度の枠外が3市町。利用料は13市町が独自の方法で実施。保険料の減免は、介護保険の財政における第1号の保険料の範囲内で、それぞれの市町村が保険者として工夫している。一般財政からの負担は、保険制度の趣旨から不相当というのが厚労省の見解で、府も同様。保険料の減免は、高齢者を社会全体で支える保険制度の基本的枠組みの中で、市町村保険者が工夫を凝らされることは、地方分権の流れの中で必要なことと考える。ケアマネについては、現在、介護報酬の改定作業の準備が始まっている。

③**【保健福祉部次長】** 医療機関等には救急搬送に必要なすべての情報を提供する。一般府民には救急車を呼ぶほどではないが、最寄りの医療機関のどこが空いているか、地図情報など。脳疾患、心臓疾患を中心に。

### **菅谷 寛志**（自民、山科区）

児童虐待について、通報は。立ち入り調査はあるのか。一般家庭からの通報はどう処理しているのか。地域のネットワークはどうか。**【保健福祉部長】** 通報の相談件数は、昨年12月～9月で162件で本年度上半期と比較で15%増。府では家庭の立ち入り調査はまだない。

法施行に伴い件数増加の中身として、警察 12 件に。学校 11 年度 18 件が 51 件に。家庭からの通報も 11 年度 14 件から 32 件に。早期発見のため、地域ネットワークと民生児童委員の果たす役割が大きい。その定数改善で 76 名増員され 2665 名の体制に。

### 熊谷 哲（府民連合、右京区）

①介護保険について、施設サービスの利用見込みと実態のバランスと計画は。待機者をどうみているか、計画は。見直しに向けて、府内の事業所や利用者の意見・要望はどうか。②風疹の予防接種はどれだけ改善されているのか。③認可外保育所の指導監督は府だが、府下の数、現状と指導の特徴は。【保健福祉部長】①平成 15 年度からの第 2 次介護保険事業支援計画は、第 1 次の実績に基づいて進められる。特養の待機についてもよく市町村から状況を把握し、新計画に盛り込むよう努力したい。現在のところ施設のそれぞれの計画と実績状況は大方問題なく進んでいる。こうした中、10 月から全額徴収となったが、府としても広報してきた結果、特に大きな混乱はなかったと聞く。【理事】②厚労省の統計では、府内全体で 76%の接種で、全国平均の 52%を上回る。乙訓、南山城で低い原因は、保護者同伴を求める個別接種が中心のためと思われる。【児童保健福祉課長】③認可外保育所は病院内、事業所内等ふくめ 80 ヶ所。問題になっているベビーホテルをふくむいわゆる認可外保育所は約 40 ヶ所、800 人の子どもが入っている指導監査だが、昨年 45 ヶ所を立ち入り調査し、12 ヶ所に文書指導し、避難設備等は速やかに改善されたところが多い。今年度も必要な指導監査、立ち入り調査を行いたい。

### 斎藤 彰（自民、舞鶴市）

①介護保険の見直しで、見込みとの違いの原因等しっかりふまえること、減免等で地域格差が起こらないよう要望。②府北部の花粉情報の委託はどうなっているのか。【保健福祉部次長】①府立医大の京都府花粉情報センターに委託。2～4 月の多い時期は北部・中部・南部に分けて日報で情報を流している。【理事】②KBS と京都新聞は府域全体。NHK は関西気象協会のデータを報道しているので、府北部は入っていない。

### 角替 豊（公明、南区）

①虫歯予防のフッ素塗布を、市町村目標をもって推進しているのか。水道水に入れることについての考えは。②救急医療情報システムについて、搬送や情報システムに問題があるのか、受入れ病院に問題があるのか。小児科救急医療の状況と見通しはどうか。【保健福祉部長】①フッ素塗布は平成 7 年度から取り組み、3 市 7 町 1962 人。添加は 4 市 6 町 1 万 5404 人対象に実施。市町村拡大に取組みたい。府内の水道事業者からは添加の検討は聞いていない。住民の理解や歯科医師会の協力、水質基準の適合が必要。市町村固有の事務で、自主的判断が基本。【保健福祉部次長】②従来は、手術室の空きや、医療スタッフの手配というきめ細かい情報で問題があった。来年 4 月からさらにきめ細かいものに改善できる。府の場合、人口 10 万人に対する医師数は全国 2 位だが、小児科はいろいろいわれている。救急医療体制の整備に努力したい。ただ、3 次救急に腹痛等の患者がくると聞いており、適切な医療機関を患者自身が選ぶことも大事。

## 上田 秀男 (新政、北桑田郡・船井郡)

①狂牛病検査体制はどうか。②保育所の待機児童の実態は。③介護保険の収支状況は。

**【保健福祉部長】**①10月18日までに福知山保健所と亀岡市のと畜場で検査。従来は府内2ヶ所のと畜場で、福知山保健所の職員2名が検査を行っていたが、それぞれ3名体制に充実。国の検査技術研修に2名派遣。全国で2万3539頭検査し、すべて異常なし。**【児童保健福祉課長】**②平成13年度4月1日現在で定員に対する入所児童の割合は約88%で、全体でみればオーバーになっていない。保育所別にみれば3割で定員オーバーしているが、4月1日現在で15%以内など、制度的に認められた最低基準の範囲内。**【高齢化対策課長】**平成12年度の介護給付費の支払い実績では、府全体で総額約741億円で、当初見込みの約93%。1町を除き収支上の問題はない。全国的状況、市町村ごとの状況は承知しておらず、格差についてもわからない。

## 酒井 国生 (自民、亀岡市)

①亀岡市立病院への補助金制度は。②医療審議会での医療圏の病床配分の見直しは。③農村地域の簡易水道への補助金増は。**【保健福祉部長】**①亀岡地域の医療確保の観点から、今後具体的な整備内容を聞き、国庫補助制度も活用もふくめ必要な支援をしたい。②ベッド数の配置状況だが、府の保健医療計画で示した6圏域のうち5つが病床不足。亀岡のある中部地域も52床の不足。この解消のため8/28に医療審議会を開いた。今後、複数の病院で増床計画を持っている。**【生活衛生課長】**③簡易水道に毎年3億8000万円計上しているが、それを上まわる市町村の要望がある。国の補助制度の拡充を要望している。

## 小牧 誠一郎 (自民、中郡・熊野郡)

①丹後6町広域ゴミ処理計画が、来年4月から峰山町クリーンセンターの施設で進められるが、補助金の一部返還、起債の繰上げ償還への配慮はどうか。②僻地中核病院指定の弥栄町の国民健康保険病院が、薬価基準など医療制度の変化で厳しい状況だが、配慮はどうか。③水道水の水質調査に多額の委託料がかかるが、補助制度の新設は。④網野町のはなれ湖の水質汚染調査を求めるがどうか。⑤大宮町の特別養護老人ホーム、大宮診療所への医師派遣、無認可共同作業所の府助成金の改善、保育所整備に対する財政支援の要望。

**【保健福祉部長】**①所管外なので伝える。②病院経営に一般財源から相当繰り出して運営しているのは承知。国庫補助の積極的投入等ほかりたい。③検査項目が増。財政的支援をまず国に要望。水確保対策事業等で簡易水道を統合化することで検査を効率化できる面もあり、統合をすすめたい。④所管外だが、生活排水による富栄養化の状況なので、生活排水重点地域に着目した事業で浄化対策をしている。

## 坂根 康史 (公明、伏見区)

①在宅障害者の情報バリアフリー助成は、個人に出されたのか、施設にか。13年度はどんな施策をとるのか。②介助犬に府の援助を要望。**【保健福祉部長】**平成12年度実施の障害者情報バリアフリー設備整備事業だが、在宅障害者も地域で情報機器が活用できるよう、障害者関係施設にパソコンや点字ディスプレイ等機器を配置事業。

【障害者保健福祉課長】身体障害者関係の施設に9ヶ所、知的障害者関係5ヶ所、精神障害者関係に2ヶ所は配備した。13年度は名前が類似しているが、障害者情報バリアフリー化支援事業を8月から新規実施。パソコンの周辺機器やアプリケーションソフト購入の際、10万円を限度に3分の2助成。

決算特別委員会 農林水産部 書面審査 (2001, 11, 9)

高橋 進 (日本共産党、山科区)

## 農協法からも道理のない福知山・南丹農協合併。府は理事者の責任を明確にする指導こそすべき

【高橋】①福知山市農協の合併問題について。いま、いわゆる地域総代会の方々を集めた説明会がおこなわれているそうだが、現地の話を知ると合併問題そのものが異常だという声と、そもそも福知山農協がどこかと合併をしなければならない要因として、いわゆる資産運用の中でたいへんな穴をあけており、その問題をどうするんだという声がずいぶん出ている。松尾議員も指摘したが、合併の説明では、現在17ある支所を3支所に減らして、職員は一旦全員解雇し、その上でその3支所に必要な人員だけ再採用する。それでも未採用になる人たちについては、八木町のどこかの施設で紹介するということのようなのだ。

そもそも福知山の資産運用の問題で、今年の5月に、2月末現在の含み損は6億円と言われていたのが、8月の中間決算では8億2千万円といわれている。農協法の関係からいっても、限度をこえた有価証券の運用だとか、ハイリスク商品などにかつに手を出してしまった結果だと思うが、理事者の責任は当然問われる問題。府はこれらの処理問題もふくめて指導されてこられたと思うが、どう指導してこられたのか。

それからこの間、全国各地で問題が発生しているが、資金運用の問題について、ハイリスク商品の運用だとか、あるいはそれぞれの農協の剰余金の運用金の限度、何パーセント以内にしなければいけないというような指導というのは、国のほうからあったと思うが、具体的にはこの間どういう指導が国としてもやられてきたのか、伺いたい。

【農政課長】①JA福知山市にたいする京都府の指導について。これまでから検査、指導等通して財務の改善を図るよう指導してきた。その中でJA福知山の方が、合併という一つの選択肢のなかでいま検討されているということで、いずれにしても合併をする農協の内部で検討され、解決されるべき問題であると考えている。有価証券の運用基準については、農協の「財務処理基準例」に基づくと、当該組合の、定期性のものと流動性のもの二つを足したものに0.15をかけたものが有価証券の額よりも上でなければならないというような基準がひとつあるが、JA福知山市の場合、この規定に違反する状況にはなっていないと認識している。

**【高橋】** 福知山市農協の問題。指導の限度額は超えていなかったということだが、農協がつぶれるほどの被害をつくりだしているわけで、単に運用した金はその範囲だったということではすまされない理事者責任というのがあると思う。農協法の 33 条に明確に「理事がその任務を怠ったときは、組合に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる」と書かれているが、だとすればその損失が、その責任を果たすということで解消されれば、福知山市農協がわざわざ綾部、丹の国を飛び越して南丹とくっつかないといけないとか、いろいろ疑問がでているような問題も主要な原因、理由がなくなると思うがどうか。

以前、松尾議員も指摘したように、中川泰宏氏がこの問題も見て、京都の農協を全部一本化していく出発点にするんだというような発言もし、無理矢理福知山農協を南丹農協にくっつけるというようなことをやってきているのではないか。農協の総代会でも各種の意見が出ているようだが、いったん白紙にもどして問題をはっきりさせよと、責任問題は農協法にもはっきり明記されているわけだから、その責任を果たさせるということがまず第一だと、私も思うし、その点で府の指導もそこにはっきり立場を置いてやる必要がある。

もう一つは、農協法の関係からいっても合併の場合には包括継承というのが原則になっている。それを 17 支所を 3 支所に減らして全員解雇などというのは、全国でこんな例があるのかどうか、たいへんな問題だと思う。考えられないようなことがいま起こっているわけだから、強力に京都府自身の問題としても農協法の建前もふくめて指導をしっかりとする必要があると思うので、その決意を聞かせていただきたい。

**【農政課長】** 農協合併について。いずれにしても合併問題についてはそれぞれ財務改善をはかっていくとか一定の目的のためにそれぞれ懸命に取り組んでいるところで、まず基本的には内部でなんのためにどういうことをやっていくのかということ、真剣に議論されているので、内部でどうするのか合併する農協同士のなかで検討されるのが、一にも二にも農協のためには基本であろうと思う。

農協の関係においては、いままで検査指導で先ほども申し上げたとおり厳格にやってきた。包括承継については、農協法のなかに確かに包括承継の規定があるが、合併をするときに合併を存続する農協のほうが、いままであった今度消滅するほうの権利義務を承継するという規定は、第三者保護とかいろんなことの関係で当然書いている規定であって、合併をする前に合併をする農協が一定の財産を処分したり、あるいは雇用関係についても一定の話し合いを前提にしたうえで整理したうえで合併するということはありうることだし、法的には問題ない。いずれにしても府として指導すべき内容があれば指導していきたい。

## 狂牛病で被害をうけた農家に対して、京都府独自の助成制度をつくれ

**【高橋】** 狂牛病問題。価格が下がって、京都の場合繁殖牛が多いわけだが、子牛の価格も随分値下がりをしている。一定値下がり分についての国の保険制度、保証制度はあるようだが、実際かかる費用からいうとこれまで一頭あたり 40~50 万の値がついていたわけで、農家の声では「一頭 45 万くらいなかったら採算とれない」という声もあるよう。国がいま認めている保証の見通しについてはどれくらいになっているかうかがいたい。

それから飼育の場合は出荷停止だとか、あるいは消費の落ち込みの中で出荷できない頭数もずいぶんである。今回の狂牛病問題は農水省や厚生労働省の不始末による結果なわけで、当然の責任は国にある。いわゆる継ぎ目で長い間飼育しなければいけないと、飼料なども余計にかかるわけで、これも被害といえば被害だと。これらの問題にたいして一定補助なり、援助が必要と考えるがどうか。

**【農林水産部長】** ②狂牛病関連。子牛の価格については国の緊急対策として、従来の子牛価格の安定制度による補てんにくわえて、子牛価格が 35 万円を下回った場合に特例措置として差額分の助成金が交付されることになっている。なお去る 10 月 31 日に府は畜産農家の経営安定対策の拡充・強化について農林水産大臣に緊急の要請をおこなっている。また、肥育農家については国の緊急対策として輸入牛飼育経営特別対策事業が拡充されたところ。さらに赤字を 1 ヶ月ごとに補てんする枝肉価格の安定対策がおこなわれることになっている。

**【高橋】** 狂牛病だが、国の補てんが一定補償されるということだが、こういう事件がふつてわいて、たいへんな被害をこうむっている畜産農家はもちろんだし、地域の畜産経営、農政に関わる重大問題だと思う。いま各地で子牛価格に対する補てんだとか、大分県玖珠町では畜産がおちこんではいけないということで、一頭子牛を買うのに 5 万円の補助金を町で設定をしているし、宮崎では、もっとも畜産の盛んなところだが、出荷価格にたいして枝肉いくらの場合に数千円という金額ですが、補償制度ができてきている。京都の場合も国に申し入れされたが、当然、京都の畜産を振興していくうえでも、独自の緊急の対策としても一定の補助なり助成の制度をつくっていくことが必要だと思うので、強くお願いをしたい。

**【農林水産部長】** 狂牛病について。府独自の補てん制度ということではありますが、私は消費の回復を図っていくことが一番で、ここがもとに戻らないことにはどんな手を打っても無理だろうと思っておりまして、消費の拡大について京都府の牛肉と農家の安全性について、いろんな媒体を使って PR を鋭意やっていきたいと考えている。

**【高橋】** 狂牛病の問題。独自の制度ということを行ったが、消費がもどれば、景気がよくなればいいわけだが、いまの不景気のうえにこの問題だからそう簡単にはそうならないと、誰が見てもそうだと思う。その点で緊急的な一定の対策などふくめて「農業はもうやめだ」とならないような激励もふくめた支援策が必要。ぜひ検討願いたい。

## 距離は短くなりながら、事業費は 20 億円も増えた丹後 広域農道。府は真相を明らかにせよ

**【高橋】** 府営の丹後広域農道の整備事業について、計画変更があるので農家の同意が必要という説明がくばられた。それによると、変更する以前の道路総延長が 11270m、これがルート変更もふくめて国道や府道、農道を共用し、その結果 8580m に短縮した。事業費も 29 億 2200 万円から 53 億円に増額されており、工法変更による増額ということで説明が

加えられている。しかし歴年の「主要な施策の成果に関する報告書」を平成4年までさかのぼって見てみると、そこに出されている全体計画の計画延長と事業費は、平成4年が32億3000万円、平成5・6年が34億1300万円、平成7年から9年が34億円、10年になって28億円、11年で30億1730万円、12年が一挙に20億増えて50億400万円。年ごとに全体の事業費が変わっている。路線の延長はずっと11470mできたのが、平成12年になって8580mに直されている。素人考えでいうと、距離は短くなったのに、事業費は一挙に20億も増えている。単純に疑問があるわけだが、いったいどうなっているのか、お聞かせいただきたい。

**【耕地課長】**③丹後広域農道の事業費の件。本地区は昭和60年から事業を開始しており、当初事業費はご指摘どおり29億円。その後の社会状況の変化から、事業費を見直して53億円になった。また農道の延長も減って8600mとなっている。事業費の内容は工法変更、物価変動、文化財調査等も必要で、見直して53億円となった。8600mの事業を完成するためにはこの事業費がどうしても必要という、詳細な調査の結果である。年度事業費の変動については平成12年度に抜本的な事業費の見直しをしたということで、延長は減っているが事業費は53億円に増加したということ。

**【高橋】**広域農道の件は、理由はわかったが、この施策に関する報告に書かれているのは、全体計画ということで、この計画概要があって、それぞれ予算と事業費が書かれている。全体計画がころころ毎年のように金額が変わっていくというのはなぜそうなるのかよくわからないので、説明してほしい。それからいま同意が求められているこの文書には、農地法に基づいて農家のみなさんの合意が必要になったと書かれているが、計画がずいぶん変わってきている、その都度合意が必要だったのかということと、今回認めたそうだが、その辺について伺っておきたい。

**【耕地課長】**計画変更について。道路延長が相当減になったということで、地元の町といろいろ調整したなかで減になったということで、事業の相当進捗している時期でもあり、計画変更の時期はいまぐらいがちょうど適當ではないかと。意思表示のある程度詳細な数字もでたのでこの時期に計画変更手続きをやっているということ。毎年事業費の変動については、毎年の過年度の事業実績、今後の事業予想を見ながら、毎年少しずつ見直しをかけながらやっている。大きく事業も変更したということで、12年度に抜本的に事業費を見直して、大幅に事業費が増大したということ。

**【高橋】**広域農道だが、この説明ですでに73%が工事が完了したということと、8584mのうち6.3kmで開通をしておりますとわざわざ書いており、そうすればあと2kmしかない。そこにきて一気に20億というのは割ときつい変化ではないか。これは当然の疑問だと思う。中間にそういう変更はありうるかもしれないが、中丹の地元の関係で協議会としてやっているのであるから、個々の関係する農家に対してこまめに報告もしないと、不信だけが広がる気がする。53億円になると1mあたり61万7千円かかっていることになり、これが高いか低いかよくわからないが、そういう費用が町や府の負担として出るわけで、極端な変化でいきなりということではなくて、ひきつづきそういう問題については丁寧に報告をしていくことが必要と思うので、今後生かしていただきたい。

## **岩田隆夫**（日本共産党、中京区）

### **猿等の有害鳥獣対策は、府県を越えた広域的なとりくみ で対応を**

**【岩田】** 有害鳥獣対策について。これまでのイノシシの被害に加えて、鹿、猿の被害が府下各地で広がっている。南部では特に猿の被害が出ているが、大変賢く性質が悪く対策の困難をきわめている。冬に民家の屋根瓦をはずして虫を食い、瓦を投げ、その修理に何十万円もかかるとか、群れをなして人に危害を加える、子どもが怪我をする、弱い人を追いかけていたずらをするなど、これまでの農産物から生活の場まで被害が広がっている。自家用の野菜を全部食われて生活に困るなどの被害もずいぶん出ている。嵐山の猿が隣接する亀岡まで100匹ぐらい出稼ぎに行つて被害を与えるケースもある。家族旅行に行つたらそこをねらつて自家用野菜を持っていくなど全滅する被害も出ている。特にひどいのは出荷直前にほとんど全滅するケースが出ているなど、他の被害より、猿の被害は打つ手がなような感じである。

そこで質問だが、これについては個々いろいろやっても効き目がないようなので、広域的な対応が必要ではないかと思う。そこで情報の交換や経験の交流、場合によっては農政局の支援もうけて、近接府県の経験交流や情報交換も必要ではないかと思う。滋賀県では聞くところによるとたいへん効果的な猿の柵を考案されたということも聞くのでぜひ検討いただきたい。

**【森林保全課長】** 猿の駆除の問題。保護との関係もあり、苦慮している。防除については駆除対策費用ということで、駆除班の出動費や捕獲檻の購入について、実施主体の市町村に補助をしている。別途、京都府猟友会に駆除出動など広域にわたるので、委託事業を実施している。滋賀県の調査で京都府と行き来する群れの存在が明らかになっており、情報交換をおこなっている。近畿府県、鳥獣行政協議会でも情報交換おこなっている。保護に対する要望や、効果的な駆除のためにも、京都大学の研究者の方からの助言もいただきながら、把握していきたい。

**【岩田】** 鳥獣害の広域的対応は、鹿なども兵庫県へ逃げてしまうというようなこともあるので、近隣府県いっせいに取り組む必要がある。ぜひ行政サイドだけでなく、被害に遭っている農家や林家をふくめた経験交流や情報交換が必要。研究を。

猿に関しては、振興局などでも「保護団体のこともありまして」とよく聞く。その通りだとは思いますが、現実には被害がおこっているのだから、社会的にこの問題は保護団体があるからと逃げてしまつたら行き止まりになる。国もふくめて、マスコミの協力も得て、社会的に取り組む必要がある。また捕獲したあとの処理についてもどこも困っている。農水省サイドも研究する必要があるし、都道府県も広域的に研究・対策が必要。決意を聞きたい。

**【農林水産部長】** 有害鳥獣は鹿等が被害が大きいため、現在対策の中心になっているが、

今後猿についても対応を研究していきたい。

## 府内産材の需要を高める、府独自の努力を

【岩田】府内産材の利用拡大について。決算の主要な成果を見させていただいても、毎年いろんな努力をしていただいている。たとえば間伐材の対策事業なども新聞報道でも随分拡大してきている。12年度を見ても綾部に加工流通センターに補助されているし、間伐材の促進のネットワーク事業などされているわけですが、今後本格的にこういった基盤整備をうながすと同時に需要そのものを増やすという対策も必要だと思うが、どう考えるか。

【農林水産部理事】府内産材の利用拡大について。木材利用ネットワークなどを立ち上げ、地域で活動がたくさん芽生えてきている。基本的には外材との競争になるが、国産材の良さをわかったユーザーが使える体制、ネットワークづくりをすすめていきたい。

公共施設中心に可能な限り使う。関係部局にも依頼して、最近では学校関係の内装材に使われている。間伐材の利用と合わせて、机などの用途に使っていきたい。歴史のある業界だが、近代化がはかれておらず、外材と対抗できる商品を提供する体制ができていない。今後は乾燥施設を導入していただく施策をとっていく。

【岩田】府内産材だが、ぜひ北山丸太にしても、家の中でどんな使い方ができるのかとか、そういうモデルハウスのコンペを支援するとか、学校の内装とおっしゃいましたが、たとえば長野県では県、市、町立の建物は基本的には県産材でつくるということで、内装だけではなく使う。宮崎県は価格調整で積極的な助成をやるとか、先進県があるのでぜひ学んでいただいて、何より京都府が府営住宅をふくめて学校などどんどん木造でやるという対策が必要ではないか、考えを聞かせてほしい。

【農林水産部技官】府内産材の活用。さきほど学校の内装等いったが、具体的に京北の第二小学校、ぶらり嵐山などすべて府内産材を利用していただいたりなど、最新の顕著な例が見られておりまして、非常に事業実施主体としても理解を深めていただいている。これからも利用の拡大をはかっていきたい。

## 農林業使用済みプラスチックの処理は、府が全量を把握し、リサイクルにつながるよう指導せよ

【岩田】農林水産部にかかわる産廃、使用済みのハウスのビニールや、魚網、お茶に使われる寒冷紗などどういう体制で回収されているのか、その処理量は把握されているのか、処理は適正なカタチでされているのか、お聞きしたい。

【農林水産部長】プラスチック類の処理について。農林業の使用済みのプラスチックは年間700トンぐらいと推定している。そのうちJAを通じて回収しているのは200トンぐらい。その他は農家が市町村、環境保全公社、民間業者に処理を委託している。非常に大事なことなので、今後実態把握につとめ適正処理について指導に努めたい。漁業系の廃棄物、魚網などについては魚網業者がもちかえって再利用や処理をしている。これについて

も適正処理についていろんな形で指導をやっていききたい。

**【岩田】** 農業、漁業の廃棄物について。部長は前任のセクションは文字どおり環境であつかつておられたのであえて申しあげるが、今回質問するにあたって、また「これは環境だ」とふられてしまうのではないかと事前に通告した結果、かなり事態もわかってきた。全量 700 トンとおっしゃったが、JA が回収しているのは 200 トン。その 200 トンの先が問題。燃やしているのか、埋め立てているのか、ビニールやプラスチックは再資源率がたいへん高い。この先本当にリサイクルに結びついているのかどうかということも含めて、現状の把握と追跡までやっていただきたい。要望と決意のほどを聞きたい。

**【農林水産部長】** 廃ビニールの件。JA が集めてもその後がいかげんなことをしていたらたいへん。いまはそんなことにはなっていないはずだが、今後とも注意していききたいし、おかしなことになれば指導していききたい。

**【岩田】** 一点だけ要望。農業用のビニールの回収は年に一回。しかも 700 トンのうち JA が回収するのは JA から買ったものだけで 200 トンになってる。結果として畑に穴を掘って燃やしたり、町、市の最終処分場に持っていったりするなどいろんなケースがあるので、全量実態把握につとめて適正処理がされるようにしてほしい。確かに環境サイドが所管する問題ではあるが、排出するのは直接は農家、農協であり、それを指導するのはここなので、少なくとも農林水産部所管の産業廃棄物に関しては全量の把握と回収、処理がどうなっているのか追跡していただきたい。数量的にも報告されるような体制を、いまはそうなっていないので、確立していただきたい。

●他党派議員の質問の概要を紹介します。

### **千歳 利三郎（自民党、舞鶴市）**

①「豊かな海づくり大会」で放流された魚の効果はどうか。大会の継続・発展の施策は。②カニの保護区の今年の漁の具合は。③底引き網漁業にたいする考え方は。業者の自主的な規制について。④人口魚礁のようなとりくみはどうか。⑤伊根の巻網船団がなくなったもとで、京都に水揚げされるよう施策を考えるべき。**【農林水産部長】** ①漁獲はまだ少量。その後もふるさと海づくり大会など開いている。④沖合いに天然と人口をあわせた魚礁帯をつくる取組みをしている。**【農林水産部理事】** ②過去 5 年より 25% アップを見込んでいる。初日は操業回数が少なく、水揚げもすくなかった。③本府の基幹漁業と考える。**【千歳】** マキ網船団にかわる強力な方法を考えてほしい。

### **酒井 国生（自民党、亀岡市）**

①狂牛病対策について。生産農家の実状は。肉骨粉の状況は。②府営ほ場整備事業の整備率は。今後の見通しは。③集落排水の今後は。**【農林水産部長】** ①生産農家への影響あると認識。被害状況はつかめていない。②56%。丹後国営、東部も 14 年度で完成。亀岡は 10%。③38%完了。採択率 61.5%。

### **田中 卓爾（民主・府民連合、上京区）**

①農協合併どういう状況か。合併にともない税の優遇制度どう活用されたか。助成金はどれくらい農協にいったのか。②新規営農者、都市からの就農者の生計が成り立っているのか。③遊漁者数をつかむ調査方法は、【農林水産部長】①5地区ですすんでいる。達成率は100%。登録免許税の優遇あるが、公金の導入はない。【農村振興課長】②都市部からの新規参入は毎年5名程度。丹後国営ではタバコ、南部はお茶などは生計が成り立っている。

【農林水産部理事】③99年府内の遊漁者数は内水面18万4千500人、海水面33万人。調査方法は面接聞き取り。【田中】都市部からの就農者でやめる人はいないのか。10年前、釣りのような遊びには金は出せないという答弁だったが、磯釣りなど産業として成り立っているのではないか。【農村振興課長】やめる人はいる。地域になじめない、やってみるとたいへんなど。【農林水産部長】釣りについては見解は変わらない。

### 角替 豊 (公明、南区)

①地域おこしマイスターの活動状況は。②丹後あじわいの里の入場者、収益、地元への貢献度は。③ナホトカ号重油流出事故の影響は。【農林水産部長】②不況などで12年度の入場者は17万2000人。30%はリピーター。地元雇用65人。経済効果は33億円。【農村振興課長】①中山間地に派遣して活性化をはかる。【農林水産部理事】③沿岸漁業に影響。無利子融資、補助の実施。

### 上田 秀男 (新政会、北桑田郡・船井郡)

①「新しい農林水産振興構想」いつでるのか。中間案にはどういう意見がかえってきているか。②緊急間伐整備事業の進捗状況。京都木材加工センターの運営状況は。③森林組合の合併状況は。生産森林組合への指導は。④有害鳥獣の常習災害地の状況は。防除施策は。⑤中山間地直接支払の対象地域と実績は。集落協定、投資効果は。【農林水産部長】①今年度内に公表したい。100余の意見。具体化への期待の意見。全面的反対はなかった。

【農林水産部技官】②緊急間伐の12年度実績3200haの計画の99%を達成。加工センター、9ヶ月で23000本の製品を出荷。資産額上回る。③福知山、宮津、丹後の広域合併すすんでいる。京都市内3組合の合併作業すすめている。今年度末で26組合に。南部、由良川水系でもすすめられている。【森林保全課長】④被害面積は2680ha。防護柵等には毎年予算増額。【農村振興課長】⑤対象面積5200ha。実施面積は12年度3964ha。集落協定への5年間の条件にはさまざまな意見。農村の維持管理等に使われている。

### 多賀 久雄 (自民党、宮津市・与謝郡)

①試験研究機関の成果について。農業生産をどう引き上げているのか。特許件数は。②農家の営農指導。農協と農業改良普及センターはどういう関係にあるのか。【農林水産部長】②普及センターは農業試験研究機関での成果をフィールドに伝える。農協は普及センターが指導したことをさらに徹底したり、それにかからないところに波及していく役割。

【農産流通課長】①12年度農業粗生産額、近畿全体では16.2%減少、府は7.5%減。他府県は米の生産調整がすすむ中で代替りのものがでてきていないが、京都府はそれをおぎなう研究成果だと思っている。特許は6件。

## 小牧 誠一郎（自民党、中郡・熊野郡）

①米の生産調整支援施策について。さらなる拡充はどうか。②農業基盤整備について。農地の条件に応じた整備の配慮は。土地改良事業の中山間地域における基準の緩和はできないか。峰山町内地地区での廃棄物広域処理にともなうバイパス整備はどうか。③町立農業振興公社の設立、育成。④松くい虫防除に対する財政支援を。有害鳥獣対策へのさらなる財政支援も。⑤栽培漁業センターについて。種苗事業の評価は。磯根資源の評価は。⑥マツタケ発生環境整備事業について。施策、成果の内容は。⑦「豊かな海づくり大会」の事業費は。【**農林水産部長**】①良食味米の推進。国の政策見直しに期待。②再ほ場整備は地域から希望があれば検討したい。事業制度の拡充も国に要望したい。バイパスとの連携に配慮したい。【**農村振興課長**】③和知、瑞穂、園部、八木、亀岡に設置。京北には今年度中に設立。【**農林水産部技官**】⑥40ヶ所で5割程度発生。【**水産課長**】⑦4億4900万円。

## 決算特別委員会 警察本部 書面審査（2001，11，9）

## 高橋 進（日本共産党、山科区）

### 不足する信号機の新設を求める

【**高橋**】信号機設置は、今年度新設が24基、要望箇所数は160と聞いているが、一昨年までは50から60基設置してきており、まだ不足し、要望に応えられない。予算獲得と合わせ、いっそうの努力を要望する。

京都駅前で、歩車分離信号を試験的に実施し、年内いっぱいまで延長するそうだが、事故多発を解消するのがこの方式だと思う。東京などではスクランブルを実施している。これまでの試験期間の成果はどうか。また、今後の方針があれば聞きたい。

【**交通部長**】4カ所で試験運用しており、歩行者の安全のためにおこなっている。効果については、実施直後に一部、歩行者にとまどいがあったり、塩小路通で200mから300mほど渋滞がおきたりしたが、その後、こういうことはなくなった。事故もない。アンケート調査の結果では、続けてほしいという意見が多く、高齢者では60%もある。ドライバーも通行しやすくなったと言っている。信号機の改良、行楽時期の状況を見極め、年末まで延長して、さらに検討をすすめたい。今後もバリアフリーの点から積極的にすすめたい。

【**高橋**】実施箇所はあまり広くないので、斜めに横断しても安全ではないか。検討をすべきでないか。

【**交通部長**】スクランブル交差点については、今後、視野に入れて検討したい。

### クッシング舞鶴入港時の、東舞鶴署による米軍への情報

## 提供は警察法の乱用と指摘

**【高橋】** 9月議会で、一昨年8月の入港時に、入港に抗議する集会やデモの内容を、東舞鶴署長が艦長やアメリカ総領事などに報告していた問題について、わが党の松尾議員が質問した。この問題でこのたび警察庁の情報公開法に基づく文書で、9月27日付けの京都府警が警察庁に報告した「米海軍駆逐艦クッシングの舞鶴入港に関する調査結果」が開示された。8月21日付け朝日新聞の記事とこれを見比べて、いくつかの疑問がある。府警の報告書は、当日のデモ申請の内容と東警察署で対応したもようの箇条書きと、クッシングの乗員の日程程度だが、クッシング入港関連図で、この図を見ると、表敬訪問で艦長などと対応したのは署長と警備課長で、別に、在大阪・神戸の領事官と警備課長、係長2人、主任2人、係員1名とが懇談したように見えるが、そのとおりなのか。

**【警備部長】** 平成11年8月2日に、署長と警備課長の2人が対応した。

**【高橋】** 対応は2人と言われたが、この図面では、領事官等6名が接触したとなっている。朝日新聞では、米政府が公開した、大阪・神戸の総領事官が米大使館、在日米軍司令部、太平洋艦隊司令部、統合参謀本部など17カ所に報告書を送ったもので、そのなかには、諜報活動・暗号活動をもっぱら主任務とする広島米陸軍第500軍諜報旅団も含まれている。アメリカの報告書は、集会の内容から人数、主催者と参加者、抗議のスローガン市民の反応など詳細なもので「象徴的に重要」なものだと付け加えてある。ところが警察庁発表の文書にはこれを書いてない。この点が重要だと思う。松尾議員の質問に対する答弁では「警察署長は警察法第2条の範囲内で、当然、正当な職務行為」と言ったが、「象徴的に重要」と言われるものをなぜ公開しないのか。

8月21日付け朝日の警備部長のコメントでは、「国と国との問題であり、一警察署が直接報告するとは考えにくい」と述べているが、これは私も同感だが、すでに終わったことについて、捜査で得た情報は、捜査や犯罪防止に使うのが当然の原則で、警察捜査に関係のない米軍などに流したことは地方公務員法に定める守秘義務違反にあたらないのか。警察法第2条第2項では「責務の遂行の範囲内」で、「個人の人権を侵してはならない」としており、アメリカへの情報提供は法の乱用になるのではないのか。

**【警備部長】** 9月定例会で本部長が答えたとおりである。署長に対する4名の表敬訪問があり、署長は、舞鶴市内の犯罪、交通事故の発生状況、街頭での抗議行動の概要について説明し、トラブル防止等のために必要な指導をした。米軍に説明した中味は以上である。

守秘義務違反ではないかとのことだが、「事後」というのは、説明して指導をした後、概要をメモにして渡したということで、9月定例会で申し上げたとおりである。要人警護で主催者との打ち合わせなどは当然おこなっている。東舞鶴署への表敬訪問は、平成9年6月のオーストラリア、10年3月のシンガポール、11年8月のアメリカのクッシング、12年8月のフランスで、回数はわずかである。

**【高橋】** メモを渡したのが「事後」と言うが、訪問は抗議行動のあとで、それなら情報提供が犯罪防止のためとはならず、守秘義務違反になるのではないのか。実名をあげられたある幹部は「自分の名前がなぜアメリカに知らされなければならないのか」と怒っている。

アメリカで公開されているものが、なぜ出せないのか。公安委員長と警察本部長はどう思うのか。

**【警備部長】**朝日新聞の8月21日付けは読んでいます。当時の署長が、舞鶴市内の犯罪は、ひたたくりも多く、自衛隊員に対するひたたくりの例もあり、交通事故も多かったので、説明した。街頭行動についても説明した。

## **三木 一弘** (日本共産党、上京区)

### **産業廃棄物不法投棄、排出者責任を追求すべき**

京都新聞にも南山城村の不法投棄で逮捕者が出たと報道されているが、これは今年5月から問題となり、村議会でも決議がされていたものである。私も9月20日に調査したが、犯行の証拠をつかむことに時間がかかりすぎ、その間にも産廃を持ち込まれる事態になっている。警察官の役割として、犯罪の立証も大切だが、不法行為をやめさせることが重要である。その後の状況はどうか。

**【生活安全部長】**10月31日に21カ所を捜索、7名を逮捕し、現状を解明している。種々の工作をしており、捜査は長期化する。不法投棄は数が多く、暴力団関与等重要なものを検挙している。

**【三木】**園部でも10年以上放置のものがある。南山城村の不法投棄対策は、現状、まだ産廃が残っている。大阪府では撤去費用を排出者に負担させる排出者責任を迫及しているが、本府でも対応すべきだ。

**【生活安全部長】**撤去は所管行政庁の責任だ。排出者の責任は当然迫及していく。

**【三木】**排出者責任の迫及を要望しておく。

### **府民の反対を押しきった第二迎賓館建設。ダンプ1万台分の土砂、**

### **5500台の生コン車の搬入が予測。十分な安全対策を。**

「無駄な公共事業はやめろ」との多くの府民の声を押し切って、いよいよ本格着工に向けた工事が始まろうとしている。この間の国土交通省との話合いのなかで、運び出す土砂がダンプ1万台分、搬入するコンクリートの生コン車が5500台と予測されている。当局は「1日のダンプの通行は100台に抑えたい」としているが、こうした計画は事前の相談があったのか。今出川通の同志社女子大の門が出入り口となることも説明されている。烏丸通から先は未定と言っているが、大変な交通渋滞も予測される。対応はどのようにされるのか。

迎賓館が使用開始となったときの警備について、賓客のランクによって警備の度合いが異なるが、テロ問題がおこり、かつての前のブッシュ大統領が入浴したときのような状況になるとすれば大変だ。どのように考えているか。沖縄サミットの時、府警察本部から何人派遣したか。費用はどこが負担したか。

**【交通部長】** 現段階では施工業者が決まっておらず、事前相談を受けていない。テロ対策に伴う警備は、自衛隊施設周辺等所要の警備をしている。サミットでは機動隊を中心に約800人を派遣した。費用は全部国の負担。

**【三木】** 前ブッシュのときは厳戒体制で当時「ひどい」との声が出された。どう考えるか。

**【警備部長】** そのときどきの条件を総合的に判断し、府民の協力を得て対応したい。

**【三木】** 今出川は相当混乱が予想される。学区長からも対策の要望が出されている。十分、事前につかんで安全対策をとるよう要望する。

●他党派議員の質問の概要をご紹介します。

**菅谷 寛志（自民党、山科区）** ①府内の犯罪と検挙の状況、犯罪の特徴、②交番箇所数、空き交番と警察OBの配置。

**坂根 康史（公明党、伏見区）** ①「歩車分離」の効果、②免許新規取得者の事故と教習所の指導、③暴走族取り締まりへの対応、④集合住宅の駐車場対策

**田淵 五十生（民主・府民連合）** ①交番所の新設要望

**前波 健史（自民党、伏見区）** ①「犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」、②雑踏警備対策。

**熊谷 哲（民主・府民連合）** ①警察協議会の構成、宇多野病院での毒物混入事件

**角替 豊（公明党、南区）** ①警察の所管区域と行政区域、②緊急車両出動時の事故、③チャイルドシート着用の指導。

**決算特別委員会 出納管理局 書面審査 (2001, 11, 13)**

**光永 敦彦（日本共産党、左京区）**

**【光永】** 未理用地の売却予定、面積、売れ残りの状況を聞きたい。私の地元の東府税事務所跡地は、京都市にも照会され、その後入札されると聞く。利用についての考え方はどうか。ここは一等地で、地域の人から声も出ている。売却できればどこでもよいとは思わないと思う。

**【出納管理局長】** 府有地については、従来から公用を優先している。11年度は「指針」に基づいて売却、収入財源の一つとなっている。11年度は、公用に加え、民間活用も入れた。考え方はあくまで、まず公用で、府での活用計画を検討し、それが無いものは国、市町村の計画を聞き、それでもないものは一般競争入札にする。

**【財産管理課長】** 13年度の予定は、約3390平方メートル、12年度の売れ残りは2件。

【光永】聞きたいのは、府民の財産であり、地域のみなさんは、マンションが建つのではないかと心配されているなかで、売却のときに条件をつけるなど、地域の声を購入業者に言うことはできないかということだ。

【出納管理局长】言われるのは当然だ。入札業者に対しては、法令上の規制を遵守すべきと入札要綱にも書いている。契約のなかに、公序良俗に反するものは排除するなどを入れしており、売却前に、建物が変わっている場合、近隣に説明するよう、業者にも説明、指導している。これからも、こういうスタンスで臨む。

## 決算特別委員会 監査委員 書面審査 (2001, 11, 13)

●他党派議員の質問の概要をご紹介します。

**千歳 利三郎 (自民党、舞鶴市)** 外郭団体に対する指導はできないのか。【成房監査委員】地方自治法 199 条で財務、経営の監査ができる。従来は適法性、正確性が中心だが、いまは経済性、効率性、有効性についての監査の機運が高まっている。国も事務事業評価をすすめているが、監査との共通性が多く、今後、実効ある監査をしたい。

**小牧 誠一郎 (自民党、中郡・熊野郡)** 数年前外部監査制度がスタートし、不愉快な思いをしているが、どう思うか。【成房監査委員】平成 11 年度から包括外部監査が制度化。一般論では、これは人間ドック、私たちの監査はホームドクター。政策判断など知事の権限を犯すことにならないか、多少逸脱しているのではないかと思う場合があるが、全国的には批判はあがっていない。

## 決算特別委員会 企画環境部 書面審査 (2001. 11. 13)

### 梅木 紀秀 (日本共産党、左京区)

## LSTの導入について

【梅木】まずLRT (次世代型路面電車) の導入について。今日の新聞でも京都商工会議所の提言が京都市に行われたとのこと。以前から私どもも環境も含めて導入を検討すべきと言ってきたが、10月22日の京都新聞の特集でも、車中心から人中心にという記事があった。府としても積極的に、総合的な交通政策、交通需要管理政策をすすめていくべきと考えるが、どう考えているのか。

【企画環境部長】商工会議所から提案がされているが、新しい府総合計画においても環境

に配慮した新しい公共交通システムということで導入検討を掲げており、そういった意味で課長も参加しているが、商工会議所の案では京都南部地域についても路線の考え方があるようなので、そういった立場から参加しているもので、今後、京都市をはじめ関係機関と連携を図りながら、さらに検討をすすめてまいりたい。

**【梅木】** 京都市内を中心にして、市民団体からもいろんな案が出ているところで、京都議定書がこれから批准されて実行段階になっていくということで、大変重要だと思う。外郭のところが府にかかわるということだけではなく、府の全体を見た場合に、どういうふうに大量輸送交通を確保していくのか、車の交通については、どういうふうに抑制していくのか、規制していくのかということは、しっかりと交通政策として考えていかなければならないと思っている。

## KTRなど地域の足を守る交通政策を

**【梅木】** KTRについて。2000年度決算が明らかになった中で、全国の三セク鉄道38社中31社が赤字で、そのトップがKTRという記事があった。その原因としては、全国的な問題だが道路整備が進んで乗車人員が減少することになっている。京都縦貫自動車道がこれから北に向かっていくことになれば、KTRの乗車人員は恐らくさらに減っていきだろうと思う。ところが地域の足を守るということで、住民にとっては大切な交通機関であり、公共交通をしっかりと守ることが必要だと思うが、守ろうとすれば、自治体の負担が増えることになる。今後の乗客の見通し、自治体の負担をどう見ているのか。

**【企画環境部長】** KTRについては、採算が見込めない路線ということで、国が広域調節なり廃止をされた宮福線なり宮津線について第三セクターで開業したもので、当時と比べて列車本数が2倍になっている。多くのJR相互乗り入れ特急の運行など、利便性なども飛躍的に向上しており、基本的に、地域住民の生活や地域の活性化に欠かすことのできないということで、道路、鉄道相俟って地域の均衡をはかっていくために大切であると考えている。そういった意味から、旅客の増にKTRでも積極的な利用促進に努めておられる。また、沿線各町もそういった利用促進をしておられ、われわれとしても引き続き乗客の確保に努力をしていきたい。

**【梅木】** KTRについて今後の乗客の見通し等はどう考えているのかについては、答えようがないのか。

**【企画環境部長】** KTRの乗客数については、ほぼ横バイという、非常に厳しい状況になっているが、さらに努力を重ねていきたい。

**【梅木】** KTRの場合は、財政負担がかなり増えてきている、この背後にはJRが、小泉首相あたりはJRも税金を納める企業になったと言うが、裏では周辺部をどんどんきって、関西線も第4土曜日は昼間は走らないなど切ってきて、もうけている。KTRは、地域の足を守るということを自治体だけに負担をさせるということではダメだと思う。国のほうにも応分の負担を求めていくべきだと思う。「横バイになるだろう」と言うが、京都縦貫自

動車道ができてきたら、よその経験からすれば、経営的にはしんどいだろうと思う。大量交通をしっかりと確保するというも含めて、府として、見込み、交通政策をつくっていく必要があると思う。過疎バスについても、どういうふう地域に交通を確保するかということで、地域の総合的な交通計画を策定すべきだと委員会で提案してきた。これに対して「地域交通協議会で議論する」と言ってこられたが、私の意見としてだが、交通対策、主に財政中心のいままでの府の「交通対策」に対して、「交通政策」を確立していく必要があると思う。過疎バスもKTRも大量交通の問題も含めて。そういう提案をするが、どう思うか。

**【企画環境部長】** 京都府の交通政策としては、新しい総合計画のなかでも、結び合うネットワークづくりということで、自動車交通も、大量公共交通も位置づけていきたい。なお、LRTは大量輸送できず、KTRには導入できない。また、KTRについては、国に対して財政措置について、これまでからも要望してきたし、今後とも引き続き要望しながら、関係者と一っしょにKTRを守っていきたい。

**【梅木】** KTRをLRTにと言っているのではない。大量交通が必要なわけだから。そうではなくて、車に頼っていくという方向から、車中心から人中心に公共交通をというところで、府下を見たときに、車中心でなく、大量輸送手段である鉄軌道をしっかり支援していかなければならない。それも含めて、「京都縦貫自動車道はどんどんすすめていく、これは土木建築でやる。KTRには乗客がどんどん少なくなっても補助をしていかなければダメだ」ということではなしに、総合的な交通政策を、車も鉄軌道も含めて、しっかり見ていく必要があるということで提案をしているわけで、十分にお考えをいただきたいと思う。

## 丹後リゾート公園計画は凍結すべき

**【梅木】** 以前にリゾート公園の計画が変わり、樹上回廊とか、大地の天文台とか、風の砦とか新しいリゾート公園の絵が描かれたものが新聞にも発表された。ところが最近、そういうものがなくなった図面が配られているが、公式にはこの3つ目の図面が報告された覚えがないが、計画が変わっているのか。議会のどの場で報告されたのか。関連して買収がなかなかすすまないということだが、どの程度すすんだのか。さらに関連して、地球デザインスクールについて、4000万円前後毎年使っているわけだが、私も現場を見せていただいて、4000万円使って何をやってきたのかなと首をかしげざるを得なかった。何をやってきたのか。これをやって費用対効果、どういう効果があるのか、説明いただきたい。

**【企画環境部長】** 平成9年度に新しくまとめた整備計画に基づいて、また、平成11年度におこなわれた京都府の公共事業の再評価審査委員会で認められた約15ヘクタールの当面の整備範囲ということで、自然と共生をはかったゆったりと楽しめる公園をめざして、進入路、巡回道路など準備しているところ。用地の整備状況は、平成12年度末に、難航していた10筆約6000平方メートルが買収できたことにより、96%に達した。

地球デザインスクールについては、自然との共生を学ぶさまざまな教育活動を中心にして取り組みをおこなってきている。平成12年度には、28教室を開催し、約2000人の参加があり、全国的にも評価されている。具体的には手作りの炉によるパンづくりとか、炭焼きとか、地元の方々と研究開発をするなど、着実にすすめている。指摘の予算の

件は丹後リゾート総合企画株式会社の運営や丹後オープンカレッジなど丹後リゾート全体に要した経費で、デザインスクールにかかる予算は1700万円である。

**【梅木】** 宮津市議会の建設委員会が視察したときに、私たちが見たことのない図面が配られたが、この図面が公的なもので、議会に対して、こういうことで当面考えていますということの説明したのかどうか、答えていただきたい。

**【企画環境部長】** 議員指摘の図面がどんな図面か承知をしていないが、先ほど申し上げた当面の15ヘクタールの整備にかかる図面ではなかろうかと思う。

**【梅木】** 当面の計画だということだが、現地を見せていただいて、地球デザインスクールで、テント、炭焼き小屋があったりするが、草ぼうぼうになっていて、これが丹後リゾート公園、丹後リゾートと結びついて何か発展性があるか、首をかしげざるを得ない感じがした。府民が見たら、何をやっているのかとなると思う。たとえ1700万と言えども。地球デザインスクール、全国的に何を評価して評判になっているのか。現地を見て、どうもそうは考えられない。買収はなかなかすすんでいないということだが、実際、進入路を見ても、道がまったくない他人の土地から他人の土地の間に工事をやっている。一体何をやっているのかということもあった。それを見て私は、リゾート公園の計画を凍結すべきではないかと強く実感した。

## **岩田 隆夫** (日本共産党、中京区)

### **産廃の不法投棄を規制する条例制定を**

**【岩田】** 産廃不法投棄についてだが、不法な産廃の投棄を行う業者ははじめから、法の間目をくぐるというか、悪意に基づく利益を目的としている。法の間目をかいくぐって金もうけをしているわけで、法の整備が遅れている。パトロールによる発見だとか、府民からの通報で、現場に出向いた府職員は、「自分の土地に運び込んで何が悪い」とか、「いったん、仮置きしている」とか、「ごみでない、建設残土だ」とか、いろいろ言い逃れされている。この間の南山城のケースでは、警察官が行っても、「礼状を持っているのか」と居直られ、手も足も出ない事態が、実際の現場ではやられている。自治体が告発して逮捕されたというケースもあるが、実際、亀岡の畑野にしろ、宇治の炭山にしろ、園部の半田、新堂の件、いずれも8年、10年経っている。これについて町議会で決議もされている、町長からもきていると思うが、どうされるか。8年も10年も不法投棄が続けられて、いまだに撤去命令も無視されているというケースにどう対応できるのか、検討はどこまですすんでいるのか。根拠条例や指導要綱の整備が焦眉の課題となっているが、どういう検討がすすみ、いつ条例などを準備されるのか。すでに先進県では条例の整備をやり、大きな効果をあげている。急ぐべきと思うがどうか。

**【環境政策監】** 府民の生活環境を侵害するということで、本年4月に、草木副知事を本部長とする対策本部を設置するとともに、現職の警察官の方にも来ていただき、府警本部と

も連携をとりながら対応の強化をしている。その成果の一つが先ほどの南山城村における府警本部による環境捜査隊の摘発ということだと思っており、また、迅速な対応ということで早い段階から文書指導など指導している。今後さらに体制を強化するためにどういう方策がいいのか、条例も含め、内部的に検討をしている。

**【岩田】**「どういふ方策がよいか、条例も含めて」と言われたので、条例も含めてだと理解するが、すでに知事自身も、「最後には逮捕に至るケース、文書で撤去命令となっても、やられてしまって環境が破壊されてしまってからいろいろ手を打っても、後のまつりだ」という趣旨を答弁されている。機動班を所管されている知事公室長も「いまの法では問題がある」と明確に言っており、罰則規定を持った条例の制定は非常に重要だと思う。監視・取り締まりはやられるようになってきたが、これは対症療法的なもので、パトロールは防止の効果もあるが、見つけたら直ちに中止させる実行が必要で、条例の制定をすみやかにやっていただきたい。

**【環境政策監】**速やかに中止することが大事と理解しており、その点でどういふ方策がいいのか、条例も含めて検討をしている。

#### ごみの減量化・リサイクル化、企業や自治体の目標を

**【岩田】**ごみの減量化計画の促進と広域化計画について。ごみの減量化とリサイクルはごみ処理行政の中心課題だ。府下の自治体の減量化、リサイクル化を促進するため、計画の実行にどう取り組んでいるか。もう一つ、自治体と同時に、企業、事業所での減量化、リサイクル促進のうえで、その実行にどのような方針で対応しているのか。

**【環境政策監】**減量化対策については、事業者なり府民なり、どうやって取り組んでいくのかということだが、一つは昨年度府内5カ所で府民を対象に、ごみの減量化等に取り組むために、循環型社会をめざす府内の交流会を開催し、府内の住民がどういふごみの減量化に取り組んでいるのか、いろいろ交流、意見交換をした。循環型社会をめざすということでパンフレットをつくり、内容等についてはいろんな機会を通じ、府域にこの経験を広げていくということですすめている。インターネットのホームページにも掲載し、中学校や高校の学習のなかでも一部活用されていると聞いている。そういう府民の取組みをさらに積極的にすすめるとともに、今年度は事業者において循環型社会をめざすための交流会を、現在、10月から11月にかけて、府内6カ所で取り組んでいる。そういう経験も生かしながら、現在、環境審議会で審議いただいている循環型社会形成計画（仮称）のなかで、ごみ減量化なり循環型社会の形成に向けて、事業者、行政の取組みの指針を示していきたい。

**【岩田】**「いろいろやった。パンフレットも発行した。どうすれば家庭生活でごみを出さないようにするか」と答えた。それは必要だと思うが、肝心なところが抜けていると思う。府自身1998年を基点にして85万トンから、焼却量を20年後には14%減らして73万トンに減らす計画をもっている。ごみの発生量を減らす計画になっている。それを担保するだけの各自治体ごとのごみ減量化、リサイクル率はどれだけにするかという計画をきちんと持たせているか。事業所、企業についても同様に、減量化の推進、リサイクルの推進、計

画を持たせて実行を迫っていくことが必要だ。その点についての考え方を聞きたい。

**【環境政策監】**市町村、自治体においてどういう形で具体的に指導しているのかという質問と思うが、一つは市町村においてはリサイクルプラザをどうしてつくっていくのか、現在、福知山、宮津、美山等で、計画のなかでごみの減量化をすすめていくということで、リサイクルプラザの計画をすすめている。また、計画をすすめるため、市町村等における計画策定についても予算を組んで取り組んでいる。今後は事業者においてそういう取り組みをしていくということが必要だろうと思っており、事業者についても循環型社会形成計画のなかで取り組み等について具体的な指針などを示すなかで事業者に対して指導していきたい。

**【岩田】**一般廃棄物をきちんと処理している市、町で市民、町民から出るごみの量を減らす、そのためには分別をきちんとする、分別されたごみについては再資源化をする、そういうシステムを構築することが必要で、きちんとした計画とそれを年次的に達成していく処理計画、執行計画も持たせることが必要だと考える。きちんとした義務化が必要と思うが、どうか。また、企業や自治体に同様に減量化推進の計画書を出させる義務化、リサイクル率をどこまで持っていくのかという義務化が必要と思うが、どう考えているか。あわせて、府自身が減量化をすすめるのに、今の広域化計画が矛盾していると思う。大きな炉を新しく設置して大量のごみを集めつづけて 24 時間連続で運転しなければ、この大型炉はダイオキシン対策上効果を発揮しないということになっている。となると少なくとも 15 年から 20 年は稼働しつづける。府のごみ減量化推進計画どおりいけば、ごみは 2 割ぐらい減ってくるということになっている。そうすれば炉の効率は悪くなる、またはダイオキシンが発生することになる。文字どおり府自身の計画に逆行する広域化計画というのはおかしいと思う。市町村の自主的な計画を基礎に、減量化そのものを促進する合理的に計画に作り直すべきと思うが、この点もあわせてお答えいただきたい。

**【環境政策監】**府の広域化計画がごみの減量化に逆行するのではないかというお話だが、丹後ブロック圏域について言うと、現在、宮津・与謝の 1 市 4 町でごみの分別収集計画があるが、今回の広域化のなかで、現在はその他プラスチックであるとか、その他の紙、紙パックなり段ボール、トレー等については分別なり再生利用がされていないわけだが、今後、宮津・与謝なり丹後の広域化計画のなかで、基本的にはそういう対象のものも含めてリサイクルがされてくると思っており、広域化計画のなかではリサイクルの問題もあわせてとりあげながら、全体としてごみの減量化なり、また、ダイオキシンの発生をなくするための適正な処理をすすめているということをご理解たまわりたい。

事業者における廃棄物の利用等について、計画を立てさせるべきではないかとのことだが、今回の廃棄物処理法等の改正により、一定の、規模の大きい事業所、たしか排出量 1 千トン以上だったと思うが、そういう事業者等については、廃棄物の減量化なり再生利用などについて出すような計画になっている。この趣旨は、府も 50 年代はじめぐらいから、規模の大きい事業所等について、事業所のごみの排出状況なり再生利用計画を出させてその内容をチェックしてきたが、そういう流れのなかで法改正がされたのではないかと理解しており、今後、事業所、企業から出てくる内容等についてもチェックをしながら、ごみの減量化、再生利用化を指導していきたい。いずれにしても、循環型社会の形成等に向け

て、市町村、事業所等におけるごみの排出抑制、単なるリサイクルだけではなくて、排出抑制、再生利用の取組みが大切になってくるので、その点について、十分、環境審議会のなかで議論いただきながら、具体的な対応ができるように考えていきたい。

**【岩田】**最後に、指摘・要望だけにとどめておく。随分苦しい答弁をしているが、それぞれの自治体単位できちんと、一般廃棄物については減量、分別、再資源化、リサイクル化がすすむように、数値的な計画をそれぞれの自治体が持ってすすめる、そのためには、きちんと進行管理ができる体制を府と自治体との間でつくっていただきたい。事業所についても、大規模だけでは問題だ。小さな事業所、ラーメン屋さんも含めた事業所そのものも排出を少なくすることも必要になるわけだから、一人ふたりの事業所から200人の従業員を抱える企業に至るまで、きちんとした減量化計画、再資源化計画をたてさせることを義務づける、そして府がしっかり進行管理をやっていく、この体制づくりをしてきし、要望しておく。

広域化計画も、「プラスチック類、トレーなど分類する」と言われた。矛盾しているではないか。分類したらますます焼却する量が減る。それなのに大きなのを真ん中において、すべての市町村から集約して何十トン、何百トンを燃やしつづける。10年、15年と。矛盾している。府の方針自身に矛盾する計画だから撤回して、合理的な減量化を促進する、リサイクル化を促進する計画につくり直すよう、指摘し、要望しておく。

## **三木 一弘 (日本共産党、上京区)**

### **家電リサイクルのメーカー責任明確化を国に要望せよ**

**【三木】**家電リサイクル法が施行にかんするもの。先日、南山城村の高山ダムに出かけたが、古い冷蔵庫やテレビが捨ててあった。そういう現象が多くのところで見られると思うが、リサイクル法施行の状況をどのように把握しているか。また、5年後の見直しと言われているが、不法投棄が出て、問題点が明らかになってきており、生産者の負担、大企業の責任など明確にすべきと思うが、考え方を聞きたい。

**【循環型社会推進課長】**法律の施行後4月から9月まで6カ月間について、府内の全市町村で不法投棄されたものは、総計1586台。約半数がテレビで781台。市町村でパトロールを実施したり、いろんな監視体制だとか、啓発等に取り組んでおり、そういう数字になっていると思う。毎月の数字も二百数十台の横バイで推移している。法について市町村からも、メーカー責任の強化を基本として、料金の後払いから前払いへの意見とか、市町村が負担せざるを得ない不法投棄のリサイクル料金のメーカー負担などの要望があり、近畿ブロック知事会議などを通じて国に要望してきており、今後も引き続き要望していきたい。

**【三木】**メーカー責任が大切であり、各市町とも協力して、強力に国に働きかけていることは大事であり、同時に、不法投棄がやられないような体制づくりも必要であり、取組みを強化してもらいたい。

## ダイオキシン検査機器の早期設置を

【三木】ダイオキシン検査機器の配置の問題。以前から要求してきたが、今年予算委員会で「保健環境研究所に設置する方向で検討中。しかし、移転の問題があって、京都市と協議中」と言われていたが、その後どうなったか、聞きたい。

【環境政策監】保健環境研究所等の移転について、12年10月に知事と京都市長のトップ会談で方向が出たわけで、現在、今後の試験検査業務や京都市の役割分担、共同化のあり方など協議をすすめており、ダイオキシンの分析体制の整備についてもこれらのなかで協議、検討をすすめていきたいと考えている。

【三木】まだ具体的に設置されていないのは問題だ。以前は「職員の研究になんとか」との話もされていたが、研究は終わったのか。同時に検査機器を配置して、いま狂牛病の問題も含めて、住民からダイオキシンの関心など高まっており、一日も早い設置が必要だと思うが、具体的にいつまでにできるのか、明確に答えよ。

【環境政策監】保健環境研究所の狭隘化に伴う今後の試験検査業務のあり方を十分議論し、京都市との役割分担も十分議論をしたうえで、具体的な機器をどういうふうに整備していくのかということも議論していかなければならないと考えており、理解たまわりたい。研修は今年度から、保健環境研究所の職員を国立環境研修センターの研修を受講させ、現在民間でやっている分析の委託についても十分チェックができるような体制をとるようにしている。

## 蛍光灯などのPCB対策の強化を

【三木】PCBの対策の問題。新しい法律ができて、特殊法人「環境事業団」によって処理施設が全国で5カ所に建設するとなっている。府としても14年間にわたって総額8億円の出えん金が予定されていると聞いている。新しい法律で立入調査もできるわけだが、トランスとかコンデンサーなどで行方不明となっているものがあつたと聞いている。その後の追跡調査はできているか。また、学校現場の蛍光灯の交換はどうなっているのか、私学の状況も把握できているのか。同時に、はずしたものを学校でそのまま保管をしていることを聞いているが、実態はどうか。

【循環型社会推進課長】今年新しい法律ができて、各保管業者について、毎年、保管状況の届をさせていただくことになっている。府内の各事業所から保管の届をしてもらうため、現在、事業者に対し指導し、順次受付をしている。そのなかで、不明のものなどについて、従来の報告と比較しながら、点検していきたい。学校の蛍光灯については、教育委員会関係になるが、各学校、府立の学校にも交換などについて予算措置をされて、順次交換等されていると聞いている。

【三木】学校の蛍光灯をはずしたものが学校にそのまま保管されているのではないかと聞いたが、その点はつかんでいるか。

**【循環型社会推進課長】** 学校での保管状況は、法律に基づく届出が受理されており、このなかで、どこで保管しているということで整理をして出ていると思う。原則的には、各事業所ごとに保管することになっており、それを踏まえて、それぞれ学校で整備されて届が出てくると思っている。

**【三木】** そうなると交換したあと置いたままとってしまうのか。特に学校は蛍光灯が多いわけで、もし子供たちにケガでもしたら大変なことになる。教育委員会が責任をもってやるのだろうが、保健環境部としてもっと注意を払うことが大事と思うがどうか。

**【循環型社会推進課長】** 蛍光管そのものは直接関係ない。まずは調べていただくことが必要。学校では従来使っていたものだから、入っているか確認していただく必要がある。そのうえで、あれば保管基準に基づいて保管する必要がある。届出が出てきた段階で、全体でどれぐらいのものがどこに保管されているかが確認できる。

## 迎賓館建設の環境影響評価は不十分

**【三木】** 迎賓館の建設問題。11月5日付けで京都御苑の真の環境アセスメントを求める、京大の名誉教授の河野先生を先頭に、タシロラン保護監視員の方々が要望書を提出された。お読みになったかどうかわからないが、お読みになっていたら、指摘されている問題点、特にタシロランはじめ自然の破壊が起こっているが、これについてどう考えているか。

**【次長】** わが国の歴史文化を象徴するもっともふさわしい場所である京都御苑に国において建設されるもので、整備にあたっては周辺の環境及び景観との調和等に配慮することとされている。このため御苑内の環境に十分配慮するという観点から、国において環境アセスメントの基準に満たない施設ではあるが、この施設の整備にあたって特に建設が決定された平成6年以降、継続して環境関連評価が実施されてき、また実施されていると聞いている。国は昨年11月、環境関連調査の中間報告が公表されたところで、タシロランについては「工事の直接的な影響が及ぶ可能性はないものと見られる」とされている。また、今後もモニタリング調査を継続して、万一何らかの影響が生じた場合には、すみやかに適切な措置を講じるとされている。今後とも、事業主体である国において、引き続き調査され、最大限環境等に配慮された事業をすすめられるものと理解している。

**【三木】** 具体的な要求書を読んだらわかるが、もうタシロランについては影響が出ている。いろいろ調査されているようだが、725本あったものが、去年は361本で半分以下に減っている。なぜ減ったか明らかにされていない。原因は不明だと言っているのだが、この間の埋蔵文化財の発掘なども影響しているかもしれない。あるいは野鳥が来なくなったことも影響しているのではないとも言われている。国の仕事だからということで御苑の環境問題について府企画環境部が関心を持たないというのは、府民にとって大変不幸なことだ。積極的にかかわって、むだと環境破壊の建築物はストップをかけなさいというぐらいのことは国に進言することが必要だと思うがどうか。

**【企画環境部長】** 平成6年度から動植物の専門家等で構成する学識経験者によって慎重な調査がされているが、この調査の結果、直接、工事からは影響を生ずることは認められな

いという判断がされており、タシロランの生育状況についても、年ごとの降雨の状況、温度などでもかなり影響が出ると聞いており、そういうことが原因だろうと考えている。今後とも、工事の責任をもっている国において、慎重な調査、モニタリング調査が計画されていると聞いており、その状況を見守っていきたい。

**【三木】** 国は環境調査をやるが、意見書に書かれているように、非常に不十分だと専門家が指摘している。しかも場合によっては地下水も影響するのではないかとやっている。自然環境、生物、植物、地下水といろんな影響が出てくる。タシロランについては不明な点が非常に多いということだから、後世に悔いを残さないよう、十分配慮することが必要だと申し上げておく。

●他会派議員の質問の概要をご紹介します。

### **大橋 健**（府民連合、福知山市・天田郡・加佐郡）

①町の総合計画にも出ているように「上夜久野」の駅名を「夜久野高原駅」に変えるように要望があるが、府としての支援は、②環境に関連して、福天で行われている植樹祭をどのように評価しているのか。府下全域に広げるべきだ。**【部長】** 駅名変更は地元と連携して取り組んでいく。植樹の取り組み、緑化運動は、環境からも重要。農林部と連携して取り組む。

### **坂根 康史**（公明、伏見区）

①水質汚濁防止事業の開始以後、水質の変化はどうなっているか。②発生源対策の改善状況は。**【環境政策監】** 河川は41水域中37水域で環境基準達成。平成8年で9ヶ所不適合だったのでかなり改善。有害物質は全ての地点で達成。海域はCODについては、7水域中5水域で基準達成。富栄養化等で問題になる窒素リン等については、5水域について環境基準達成。今後は未達成の都市、中小河川の対策が重要。海域での達成が重要。

地下水は263地点の内19地点で環境基準を超過。平成9年6月に、工場等に対して、有害物質の取り扱いに注意するように要望し、対応している。**【環境管理課長】** 排出事業所に対する指導は、平成12年度で工場の立入り、排水の分析指導を行った事業所は333、基準不適合は51。改善指導した。BOD、ペーハーの不適合など、すべて改善された。

### **上田 秀男**（新政、船井・北桑郡）

①府下の過疎バス、市町村バスの運行実態、経営内容は、②IT講習の実態はどうか。**【部長】** IT講習会12・13年度で11万5千名の受講予定。応募倍率は約1.6倍、全国で3位の倍率で好評。受講者のアンケートで90%以上が概ね好評。障害者向けの講習、重度障害者向けのデリバリー講習も。今後ともITを学べる環境作りに留意する。**【交通対策課長】** 市町村路線に対する府の補助は、51路線1億2500万円の補助をしている。

### **酒井 国生**（自民、亀岡市）

①JR山陰線京都園部間の複線化の進捗状況は。②BSE対策について 肉骨粉の処理に

ついて。**【部長】**単線期間が 23 キロ、用地買収が必要なところや京都市域で都市事業との協定が必要なところもある。JR 西日本で鋭意検討されている。BSE 対策は、と畜場で発生する廃棄物処理は、特定危険部位については産業廃棄物として処理。京都環境保全公社での処理を協議している。肉骨粉は一般廃棄物として処理。京都では生産していない。

### 千歳 利三郎（自民、舞鶴市）

① 不法投棄についてすでに放置されているものの対策は。**【環境政策監】**難しい問題、研究検討して対応したい。山奥のケースは森林組合などとも相談して早期対応したい。

### 小牧 誠一郎（自民、中郡・熊野郡）

① 丹後のブナ林の保全 自然環境保全地域指定の計画の進展は。②網野町の小浜にある離湖という池の水質汚濁問題について。③丹後六町の廃棄物広域処理に関連して、峰山町のクリーンセンターの粗大ゴミ処理施設の補助金の一部返還や起債の繰上げ償還への配慮を要望する。④産廃処理の長期計画について。⑤宇治槇島の産廃の強制代執行の顛末は。**【環境政策監】**丹後のブナ林は他では見られない特徴があり、今年度中に指定手続きをする。離湖の汚濁の最大の原因は生活污水、周辺の下水道や合併浄化槽設置への支援を行う。産廃については、最終処理場は、瑞穂町の京都府環境保全公社の利用をお願いしたい。宇治の件は、無許可営業であり、刑が確定。費用の三分の一は国の負担、残りを行為者に請求している。

### 角替 豊（公明、南区）

①ヤングブレインネットワーク 21 について。②世界人権研究センターの研究成果の活用は。**【部長】**ヤングブレインネットワークは新たな組織の活性化がねらい昨年 9 グループ知事を含む三役に直接報告している。提案された産廃不法投棄、和装と IT など深めていく。**【企画参事】**4 部門で研究している。人権図書館の図書室公開、広報誌も出している。平成 10 年から人権大学講座を開設、12 年度で 1500 名参加。仏大と協同で人権セミナーなど開催。市町村職員、民間の研修にも講師派遣。広く府民に還元していく。

### 細井 拓一（新政、宮津・与謝）

①ダイオキシン対策 立入り検査の結果 数値は ダイオキシン分析の民間委託料は。②焼却場の方式はどれがいいのか。③阿蘇海の浄化は。**【環境政策監】**大気、水質など基準以下。発生源対策も問題になるような数値はない。検査の委託料は大気等が高い。保健環境所で分析をすとなれば、すべてを分析するのではなく、至急のものとか委託している機関で精度を確保できるかというような行政の在り方をふまえたものにしていくと思う。焼却場の方式は最新の到達を踏まえ市町村と相談していく。阿蘇海の浄化は引き続き取り組む。